

午前十時 開議

○古賀陽三委員長〓皆さん、おはようございます。これより委員会を開催いたします。

本日は、農林水産商工常任委員会関係の質疑を行います。

通告に従い順次発言を許可いたします。

○池田委員〓皆さん、おはようございます。自由民主党の池田正恭でございます。

決算特別委員会、農林水産商工常任委員会関係の本日一番目の質問者です。

どうかよろしくお願いしておきます。

それでは第一問目として、佐賀工業用水道事業決算について伺いたいと思います。

東部工業用水道は、県東部地域の既存企業の振興はもとより、新規企業の進出促進に必要な産業インフラの一つとして、中核的な内陸工業地帯の形成を図り、県勢の発展に資することを目的に設置されていると思います。

山口知事は、決算特別委員会の開会日の発言で、工業用水道事業について、県東部地域の産業発展を支えるため、経営戦略に沿って健全な経営と安定供給に努めると述べられておりますし、令和五年度佐賀県工業用水道事業会計決算審査意見書の中では、佐賀県監査委員からは、経営の状況について、「工業用水の給水需要が伸び悩む中、当事業が地方公営企業として今後も独立採算制を維持していくためには、既存の給水事業所への給水量を継続して確保することに加えて、給水事業所の更なる開拓などにより経営基盤の強化に努めていくことが重要である。また、東部工業用水道局においては事業開始後五十七年が経過しているため、施設等の予防保全の観点から、令和五年度に作成されたアセツトマネジメント計画に基づき、令和六年度には施設等更新計画の策定が予定されているが、施設等の更新には多額の事業費を要することから、より実現性の

高い実施計画とする必要がある。」というふうに言われております。

また、「令和三年三月に作成された十か年の計画である「佐賀県東部工業用水道局 経営戦略」に基づき、工業用水の安定供給と経営基盤の強化に取り組みされているが、実績は計画を下回って推移している。」というふうに言われております。

また、「一方で、水道局管内は立地条件の良さから、大口の給水が見込まれる工場の進出が動き出していること」に加えて、現在開発が進められている大規模産業団地、「サザン鳥栖クロスパーク」などへの将来的な工場の進出も期待できることから、確実にこれらの工場への給水を実現させ、給水量の増加に結び付けていただきたい。」とも言われております。

そこで、次の点について伺いたいと思います。

まず第一点目として、給水量について伺います。
令和五年度の給水量を見ると、令和四年度の一日平均給水量から二百三十九立米減少しています。また、年間では八万八千二百七十七立方メートル減少しています。給水量が減少した理由は、こういったものが主な原因なのかお伺いします。

○木下東部工業用水道管理事務所長〓令和五年度の給水量が減少した理由についてお答えいたします。

東部工業用水道局では、令和四年度、令和五年度ともに三十四カ所の事業所に工業用水を供給しております。その供給しております各事業所の令和四年度及び令和五年度の一日当たりの給水量を見ますと、令和四年度に比べて令和五年度の給水量が増えた事業所は四カ所、逆に生産調整や水の再利用などにより給水量が減った事業所は五カ所、そのほか二十五カ所については、ほぼ同じ給水量となっております。

令和五年度の一日当たりの平均給水量は、令和四年度に比べて二百三十九立

方メートル、率にして〇・七%減少しておりますが、その理由としましては、給水量が増加した事業所の上げ幅以上に、給水量が減少した事業所の下げ幅が上回ったことによるものでございます。

以上でございます。

○池田委員〓今、下げ幅が減少したところが多いというふうに言われましたが、何でそういうふうになっているのかというのとは分かりますか。

○木下東部工業用水道管理事務所長〓減ったところは、例えば生産活動によって若干水の使用量が下回ったというところもあります。あと、コスト縮減の取組として水のリサイクル、企業がコスト縮減の取組とか鋭意やられておりますので、そういった中で結果として上回ったというふうに理解しております。

○池田委員〓それでは第二点目として、令和五年度決算について伺います。

まず、収支の状況について伺いたいと思います。

令和五年度決算における収支はどうなっているのか伺います。

○木下東部工業用水道管理事務所長〓令和五年度決算における収支の状況についてお答えいたします。

令和五年度の収入は、前年度より四百四十八万三千六百八十九円増の三億八千八百七十七万四千六十六円となっております。

前年度より収入が増えた主な要因としては、給水収益の減などにより営業収益は前年度より四百三十三万十円減少したものの、電力価格高騰による負担を軽減するための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した一般会計からの補助金九百十万六千六百一十一円の交付を受けたことによるものでございます。

次に、支出は前年度より六千八百八十万五千二百五十七円減の四億七百五十一万八千二百七十三円となっております。

前年度より支出が減った主な要因としては、国の電気・ガス価格激変緩和対

策事業による動力費の減少等により維持管理費が六百九十七万五千五百二十円減少したほか、前年度は浄水発生土の一括処分費を計上しましたが、令和五年度は処分を要しなかったことなどにより、特別損失が五千二百四十二万四千六百八十三円減少したことによるものでございます。

以上の結果、令和五年度の収支は千八百七十四万四千二百七十七円のマイナス収支となっております。

以上でございます。

○池田委員〓そしたら収支差額の主な要因ということですが、マイナス収支になった主な要因というのは何なのか伺いたいと思います。

○木下東部工業用水道管理事務所長〓マイナス収支の主な要因についてお答えいたします。

前年度に比べまして、収入は増え、支出は減少したものの、私どもが持つております施設の老朽化に伴います修繕費の増でございますとか、老朽化した施設の更新に向けました資産管理計画、いわゆるアセットマネジメント計画と言われるものでございますけど、その策定に費用を要したことなどがマイナス収支の主な要因となっております。

以上でございます。

○池田委員〓それでは第三点目として、今、施設の老朽化というふうに言われましたが、昭和四十二年一月の事業開始以来、半世紀以上が経過しておりますが、これまでの施設整備の取組状況はどうなっているのか伺いたいと思います。

○木下東部工業用水道管理事務所長〓これまでの施設整備の取組状況についてお答えいたします。

東部工業用水道事業では、まずは鳥栖地区の企業へ給水するために昭和三十七年度に第一期工事に着手しまして、昭和四十年年度までに取水施設や浄水施設、送配水施設を整備しております。

次いで、昭和四十五年度に第二期工事に着手しまして、昭和五十一年度までに鳥栖市からみやき町、上峰町、吉野ヶ里町、神埼市、佐賀市につながる送配水施設を整備しております。

また、昭和五十一年度には基山地区への送配水施設や浄水施設の整備に着手し、昭和五十二年度に完了しております。

以上でございます。

○池田委員Ⅱ管内のいろいろな施設に回されているということですか。

それでは、施設の修繕費の推移についてお伺いしたいと思います。

最近三年間の施設修繕費の推移はどうなっているのか伺いたいと思います。

○木下東部工業用水道管理事務所長Ⅱ最近三カ年の施設修繕費の推移についてお答えいたします。

施設修繕費につきましては、経年劣化しました機械設備の不具合ですとか、管路からの漏水、そういったものの復旧、修繕に支出しておりますところがございます。

その施設修繕費につきまして直近三カ年の推移を見ますと、令和三年度は二千四百四十万二千元、令和四年度は二千三百六十八万八千元、令和五年度は二千三百六十二万円となっております。

令和三年度に比べまして、令和四年度、令和五年度はマイナス収支ということになっておりますが、その令和四年度、令和五年度ともに額にして令和三年度に比べまして二百二十万円余り、率にして一割強の増加となっております。

以上でございます。

○池田委員Ⅱ施設修繕費の推移を今伺いしましたが、その施設修繕費の財源というのは、どこから持ってきているのかお伺いしたいと思います。

○木下東部工業用水道管理事務所長Ⅱ私ども、工業用水道事業の中では、整備に係る費用というのは料金収入、給水料金などの収入で賄うというのが事業ス

キームになっておりますので、そこについては給水収入などの収益を財源に充てるということで取り組んでおります。

○池田委員Ⅱそれでは第四点目として、資産管理計画の内容について伺いたいと思います。

令和五年度に、老朽化した資産の管理計画の策定に取り組まれておりますが、その内容や委託費用はどうなっているのか伺いたいと思います。

○木下東部工業用水道管理事務所長Ⅱ資産管理計画の内容と、その委託費用等についてお答えいたします。

資産管理計画は、東部工業用水道局が保有している管路や土木施設、機械設備等の資産の大半が五十年以上経過している中で、今後の資産管理として現有資産を更新した場合の費用などについて検討を行ったものでございます。

令和四年度から五年度の二カ年にわたる委託契約で策定しております、契約額は四百七十三万円で、そのうち四百五十八万三千七百円を令和五年度に支出しております。主な内容としては、保有する総資産の現在価格を算出しましたところ、約百八十五億円でございました。

また、これら資産を更新した場合の財政収支の見通しについて検討しましたところ、給水料金の改定とともに、起債や内部留保資金を活用し、事業費の平準化を図りながら長期的な計画として取り組むことで、経営の維持が可能であることを確認しております。

なお、この資産管理計画を踏まえまして、今年度、今後の老朽化した施設の更新を計画的に進めていくための施設更新等計画の策定に取り組んでいるところでございます。

施設更新等計画では、現有施設の単なる更新ではなく、地震等の災害に備えた耐震性の高い管路の使用ですとか、最近の企業立地等に伴う新たな水需要に対応した能力増強、さらには、更新後の既存施設の撤去などを加味した計画と

して、事業費や事業期間などを取りまとめることとしております。

以上でございます。

○池田委員Ⅱ それでは最後に第五点目として、今後の経営の見通しについて伺いたいと思います。

二年連続でマイナス収支となっておりますが、今後の経営が懸念されます。今後の見通しをどう考えているのか。また、どういった対応をしていくのか伺いたいと思います。

○木下東部工業用水道管理事務所長Ⅱ 今後の経営の見通しについてお答えいたします。

今後の経営の見通しにつきましては、新たな企業立地によりまして、数年後には給水収入の増が見込まれるものの、一方で老朽化した施設の更新などに多額の費用が見込まれることから、今後も厳しい経営が続くと考えております。

このため、経営の効率化に引き続き取り組みのほもちろんのこと、将来にわたり工業用水を安定して供給していくためには、資産管理計画で示されたように、給水料金の改定について検討していく必要があると考えております。

現在の給水料金は、一立方メートル当たり二十六円でございます。昭和五十九年度からおよそ四十年、据え置きとなっております。最近の工業用水を取り巻く厳しい経営環境を踏まえれば見直しを検討する時期に來ていると、そのように考えております。

今後、施設更新等計画に基づく事業費ですとか、企業からの給水収入の見直しを整理しまして、工業用水の安定供給を図るための料金改定について検討してまいります。

以上でございます。

○池田委員Ⅱ 分かりました。新たな企業立地とか施設更新の増が必要であると。それと給水料金の改定も必要なのかなというふうに言われました。やはりこの

水というのは、工業にとっては大変重要なものだというふうに思っております。企業誘致を促進するためにも、その水が大事だと思っておりますし、企業立地をしながら、水を確保していきながら、しっかりと維持管理をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。第二問目として、産業人材の確保について伺いたいと思います。

少子・高齢化の進展により全国的に人材不足となっている状況です。佐賀県においても、少子・高齢化に若年人口の県外流出も相まって人材不足が顕著な状況にあります。有効求人倍率を見ても、令和三年七月から三十九カ月連続で一・二倍を超えており、歴史的な高水準が続いている状況にあります。

私も多くの企業の方から、人がなかなかいないという切実な声をよくお聞きします。ここ数年のうちには、どこかの企業に行っても人が少ないということで、本当に人が少ないんじゃないかということを感じております。

そのような中で、県では、県内高校生の県内就職率向上を目指して「プロジェクト65+」に取り組みられ、高校生の県内就職率については六五%以上と一定の成果を上げられているものの、大学生の県内就職については三割程度というふうに聞いており、まだまだ低い水準となっており、さらなる取組が必要ではないかと考えています。

また、物価高により、令和六年八月の実質賃金は、対前年同月比マイナス〇・三%と、賃金の上昇が物価上昇に追いついていない傾向が続いています。県内企業が人材を安定的に確保していくためには、物価を上回る賃上げを実現し、都市部との賃金格差をさらに更新させていくことや、今の若者が重視する傾向がある働きやすい職場環境づくりを進めていくことも必要と考えています。

そこで、次の点について伺いたいと思います。

まず第一点目として、県内大学生の県内就職について伺いたいと思います。

県内大学生の県内就職はどのような状況なのか。また、そのことをどう評価しているのか伺いたいと思います。

○野崎産業人材課長〓県内大学生の県内就職状況についてお答えいたします。

県内大学二校の令和六年三月の卒業生、これは医学部を除いた数字でございますが、県が聞き取った調査数値によりますと、卒業生が千七百四十三名、就職希望者が千百九十二名、県内就職内定者が三百四十二名、よって県内就職内定率は二八・八%となっております。

委員御指摘のとおり、県内大学生の県内就職率は三割程度にとどまっております。まして、さらに向上させていく必要があると考えております。

以上でございます。

○池田委員〓三割を切っているということですか。

それでは、県内大学生を県内就職につなげるため、これまでどのような取組を行ってきたのか伺いたいと思います。

○野崎産業人材課長〓これまでの取組についてお答えいたします。

県内大学生の県内就職を促進するためには、佐賀で働くことや生活していくことを就職活動の前から意識してもらうことが有効だと考えておりました。学生と県内企業の交流会、「さがを深く知る大交流会」〓サガシル〓という名前で開催しております。

この交流会ですが、大学生、短期大学生、専門学校生と県内企業との出会いの場をつくり、企業担当者と学生との交流を通じて佐賀で働くイメージを抱いてもらうとともに、佐賀での生活のすばらしさを発見してもらうために実施しているものがございます。

この「サガシル」に参加した学生・参加者の方々からは、「ふだん聞くことができない企業担当者の声を聞くことができる貴重な機会で、これからも続けてほしい」とか、あるいは「県外就職も視野に入れていたが、佐賀について知っ

たことで、もつと佐賀の企業についても調べてみたい」、そういった意見や感想が寄せられました。参加した企業からも好評をいただいているところでございます。

また、ほかにも大学生の県内企業への就職を支援する取組といたしまして、就職支援サイト「さがジョブナビ」による県内企業の情報発信、あるいは就職支援施設である「ジョブカフェSAGA」による職業適性診断やキャリアカウンセリング、インターンシップや合同企業説明会の開催などに取り組んできたところでございます。

以上でございます。

○池田委員〓いろいろな取組をされておるということですか。

それでは、県内就職率向上に向けての課題ということですが、県内大学生の県内就職向上に当たり、どのような課題があるというふうにお考えでしょうか。

○野崎産業人材課長〓県内就職率向上に向けての課題についてお答えいたします。

大学生の就職活動につきましては、近年、学校のキャリア教育への意識の高まりやインターンシップの活性化、あるいは大手企業による困り込みなどの影響によりまして、就職につながる活動の早期化が進んでおります。一方で、都市部の大企業と比較した場合に、県内企業の多くは中小企業でございます。必ずしも学生の認知度が高くない状況でございます。

こうしたことから、学生が就職を意識した活動を開始する前の大学一、二年生の段階で、いかに県内企業を認知してもらうか。そして、県内企業へのインターンシップや採用選考にどうつなげていくか、こういったことが課題だと考えております。

また、全国的にも多くの企業が大学生採用に力を入れておりました。極端な売り手市場となっている中で、若者から選ばれる企業となるためには、インター

ンシップのさらなる充実や企業のブランディングなど、企業の採用力を強化していくこと、これも課題だと考えております。

以上です。

○池田委員Ⅱ今、課題のほうもいろいろ言われました。

それでは、今後の取組についてですが、やはり今言われたような課題を踏まえながら、今後どのような取組をやっていくのかということでお伺いしたいと思います。

○野崎産業人材課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

今後もし引き続き、学生と県内企業との交流会「サガシル」など、企業との交流につながるイベントを開催いたしまして、佐賀で働くことや暮らすことすばらしさをより多くの学生に伝えていきたいと考えております。

また、イベントで生まれた学生と県内企業との交流が一過性にならずに、その後のインターンシップや採用選考につながるような取組を実施してまいりたいと考えております。

さらに、先ほども述べました、近年、学生の採用においてはインターンシップの重要性が高まっておりますが、企業にとってはノウハウ不足であったり、そういった課題を抱えている企業も多くございますので、インターンシッププログラムの構築を支援するような、そういった取組にも力を引き続き入れていきたいと考えております。

今後、引き続き学生と県内企業の担当者の交流を促しまして、県内企業の採用力強化を支援しながら、より多くの学生に対して、佐賀で働き、暮らすことよさを認識してもらい、県内就職につながるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田委員Ⅱいろいろ取り組んでいってほしいと思います。

次に、佐賀県出身の子供たちが県外の大学に大分多く進んでいると思っております。そういうふうには県外の大学に進んだ子供たちの県内の就職はどのような状況なのか。また、そのことをどう評価しているのか伺いたいと思います。

○野崎産業人材課長Ⅱ県外大学生の県内就職状況についてお答えいたします。

県外の大学及び短期大学百十九校を対象として調査を行っております。調査への回答をいただいた九十六校についてですが、令和六年三月の県出身の新卒者千七百七十一人に対しまして、県内にUターン就職した者は四百六人でございました。よってUターン就職率は二二・九%となります。この県外学生の県内就職につきましても、まだまだ伸ばす余地があるのではないかと考えております。

以上です。

○池田委員Ⅱ三割を切っているような状況だというふうは今お伺いしました。

それでは、県外大学生を県内就職につなげるため、これまでどのような取組を行ってきたのか伺いたいと思います。

○野崎産業人材課長Ⅱこれまでの取組についてお答えいたします。

UJ Iターナー希望者の就職支援につきましては、これまで県の就職情報サイト「さがジョブナビ」による県内企業の情報発信を行うとともに、大学の就職支援課などを訪問いたしまして、県の施策等の周知や個別の就職相談などを実施してきたところでございます。

また、県外在住者が県内での採用試験や面接、インターンシップなどの就職活動を行う際の交通費の補助も行っております。令和六年度からは対象地域に福岡、長崎、熊本といった佐賀の近くの県を加えまして、さらに支給金額も拡大したところでございます。

さらに、県外の学生に対しまして、県内企業や佐賀での暮らしなどを知ってもらい、その先の就職につなげる取組といたしまして、県外学生と県内企業と

の交流会を開催しており、今日九日には、大阪市におきまして「サガシル in 大阪」という名前でイベントを開催しております。

こちらの交流会には、進学や就職などで関西圏へ転出された方や佐賀に興味、関心がある方が約三百五十名ほどお集まりいただきまして、佐賀の人を通して佐賀の企業や暮らしのすばらしさ、そういったことを伝えることで、佐賀で働く、あるいは佐賀で暮らすという機運を多少高めることができたのではないかと考えております。

以上でございます。

○池田委員Ⅱ交流会の実施とか、いろいろな取組をされておるようであります。それでは、県外の大学生の県内就職率向上に当たり、どのような課題があるのか伺いたいと思います。

○野崎産業人材課長Ⅱ県内就職率向上に向けての課題についてお答えいたします。

県外学生の県内就職率向上につきましては、これは県内大学生と同様でございますが、就職活動が始まる前に、いかに早いタイミングで県内企業を知ってもらい、インターンシップや採用選考につなげるかが課題であると考えております。

また、それに加えてまして県外学生につきましては、どうしても県内の学生よりもはるかに施策の情報というのが届きにくいということがございます。また、オンライン化が進む中で学生が受け取る情報というのが非常に多くなっているということから、そういった学生に対してどのように効果的に、また効率的に情報を届けていくかということが課題であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○池田委員Ⅱ情報等を効率的に届けて県内のよさを知ってもらおう方がいいんじゃないかならうかと思えます。

今までのいろいろな課題を踏まえて今後どのように取組んでいくのか伺いたいと思います。

○野崎産業人材課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。
引き続き、県外学生向けの交流会などを実施するとともに、学生と県内企業の交流を途切れることなく持続させ、直接就職につながるようなインターンシップや採用選考へと誘導していくような取組を実施してまいります。

また、これは今年度からの取組でございますが、首都圏事務所ですとか関西・中京事務所の職員も連携して大学訪問を行うこととしておりまして、これまでなかなか訪問の機会が限られていた首都圏や関西圏の大学に対しまして、県の施策の情報提供等をタイムリーに行っているところでございます。

佐賀には、すばらしい企業があり、豊かな暮らしがあるということを県内外の学生に向けて発信し、早期に学生と企業が接点を持ち、交流が続くような場を設け、最終的に佐賀の企業を選んでもらえるような取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田委員Ⅱ大学生も佐賀県に就職をしてもらいたいと思っておりますし、佐賀県でも県立大学の計画もされております。大学生の就職については、今後也十分取り組んでいってほしいと思っております。

それでは第三点として、佐賀型賃金UP支援事業について伺いたいと思えます。

学生が就職先を選ぶ際には、給与がどのくらいかということも選択に大きな影響を与えていると思います。県内企業が人材を確保していくためには、給与について都市部との格差を縮小していくことが必要であると思えますが、県では、昨年十月、佐賀型賃金UP支援チームを立ち上げ、県内企業の持続的な賃上げに向け支援を行われていますが、具体的にどのような支援を行ってきたの

か伺いたいと思います。

○野崎産業人材課長「佐賀型賃金UP支援事業についてお答えいたします。

県では、企業の生産性向上と賃上げを後押しするため、令和五年十月に「佐賀型賃金UP支援チーム」を立ち上げまして、販路拡大、業務改善などの中小企業の経営課題解決をサポートしております。

具体的に申し上げますと、無料の相談窓口を設置いたしまして、販路を拡大したいとか、ITを導入して業務を効率化したい、あるいは補助金を活用して設備投資を行って生産性を上げたいと、そういった企業からの相談内容に応じまして、中小企業診断士、社会保険労務士等の専門家を無料で派遣いたしました。経営課題解決をサポートしております。

これまでの実績といたしましては、令和五年度に三百三十三回、令和六年度は国の令和五年度の補正予算を財源として繰り越して実施したものでございますが、こちら四百二十七回の派遣を実施しております。

そのサポートの具体的な内容といたしましては、国や県が実施している補助金申請手続の支援や、企業を訪問し、財務状況やその企業の強みを把握した上で、販売戦略や資金調達、返済計画等に関するアドバイスをしたり、あるいは雇用環境の改善に関する相談などを受けておりまして、経営改善の大きな助けになっていると、そういった声もいただいております。

そのほか、商品開発や販売促進をテーマとした販路拡大セミナーや、補助金に関するセミナーを実施しております。これまで延べ三百八十二の事業所に参加していただいているところでございます。

引き続き、県内企業の経営改善や生産性向上が図られるよう、関係機関と連携した支援を推し進めまして、県内企業が持続的に賃上げを実施できる環境の創出に向けて支援をしてまいりたいと考えております。

○池田委員「分かりました。そういうふうに行っている企業の支援もしてい

つてもらいたいと思っております。

第四点目として、働きやすい職場環境の整備について伺いたいと思っております。

若者は、ワーク・ライフ・バランスが取れたライフスタイルを重視する傾向があります。このため、学生から選ばれる企業となるためには、働きやすい職場環境を整備していくことも求められていると思います。

県ではどのような取組を行ってきたのか伺いたいと思います。

○野崎産業人材課長「働きやすい職場環境の整備につきましてお答えいたします。

県では、令和三年度から、県内中小企業の職場環境改善を支援することを目的といたしまして、企業に社会保険労務士を派遣する就労環境改善事業というものを実施してきたところでございます。

昨年度は、二〇二四年問題への対応を迫られ苦慮されていた運輸業者や建設業者などを中心に、計百八十回の専門家派遣を実施いたしました。具体的には制度改正に合わせた就業規則や給与制度の見直し、業務の効率化につながるようなシフトの組み方、補助金を活用した設備投資のアドバイスなど、事業者が置かれている状況に応じて、専門家派遣により、きめ細やかなサポートを行ってまいりました。

また、そのほかにも育児休業の取得促進に取り組む企業には、育児休業制度そのものの説明から就業規則の見直し、育児休業中の職員の業務の割り振り方法などをアドバイスするなど、職場環境の改善に向けた幅広い支援を行ってまいりました。

また、今年度も引き続き「佐賀型賃金UP支援チーム」に相談窓口を統合するような形で、県内事業者の職場環境の整備やサポートの相談受付、専門家派遣等の支援を実施しているところでございます。

また、このようなソフト面の支援に加えましてハード面の支援というものも実施しております。今年度の六月補正で休憩室や更衣室の設置、外国人向けの社員寮の改修など、中小企業が職場環境を改善するために行う設備投資を支援する「多様な人材確保環境整備補助金」というものを実施させていただきました。

事業者からは、「今までこのように幅広い環境整備に対する補助事業がなかったので非常に助かった」とか、「これまで新しい設備機器の導入に踏み込めなかったけれども、今回の補助金が導入の後押しになった」など、好評の声をいただいているところでございます。

引き続き、県内企業のさらなる成長発展に向けて、働きやすい職場環境整備の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田委員Ⅱ分かりました。本当にいろいろ職場環境の改善ということで、建設業の看板があるときに、この工事は週休二日制を実施しながらやっておりますということ、以前はなかなか土曜日にも仕事をされておったというふうな感じがありますけれども、そういうふうにして誰もが働きやすい環境をつくっていつてもらいたいと思っております。

それでは、この質問の最後に産業人材確保に向けた部長の思いについて伺いたいと思います。

産業人材の確保に向けて、産業労働部長としてどのような思いで今後取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○井手産業労働部長Ⅱ私からは、産業人材確保に向けた思いについて答弁いたします。

人材確保は、もちろん喫緊の課題です。課長も答弁しましたが、先日、大阪で「サガシル in 大阪」という人材確保のイベントを実施しました。県では、

課題解決に向けて県内外で様々な取組を行っております。

人材確保に関し、取り組むべきポイントは五つだと私は考えております。高校生や大学生、UJI人材の、いわゆる人材確保、定着、外国人などの多様性の推進、デジタル化、リスキリング、そしてハラスメント対策です。

これらを基本に、現場の声を聞きながら効果的な施策を考え、実行しております。現在、奨学金返還支援制度や外国人雇用の取組についても、人材を増やして実施に向けた準備を進めております。引き続き全力を尽くす、それが私の強い思いです。

私からは以上です。

○池田委員Ⅱどうもありがとうございます。人材確保対策ということで、いろいろな面で難しいこともあるというふうに思いますが、どうかよろしく願っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。第三問目として、林業の振興について伺いたいと思います。

森林は、木材の生産をはじめ、県土の保全や水源の涵養など様々な機能を持ち、山に暮らす人たちだけでなく、下流域の住民を含めた全ての県民に恩恵を与えています。

佐賀県の森林の面積は四五%、そのうち杉、ヒノキの人工林の割合は六七%で全国一位を誇ります。山に植えられた木々は地中に根を張り、山崩れを防ぐとともに、雨水をためる自然のダムの役割も果たしています。山が蓄えた雨水は、小さな流れとなって流れ出し、少しずつ大きな流れとなり、やがて大きな川となります。川の水は、私たちの飲み水となり、田畑を潤し、たくさん生き物を育みながら、やがて海にたどり着きます。

佐賀県の海には、大小百以上の河川から森の栄養分が運ばれています。その栄養分が植物プランクトンを育てることで海の豊かな生態系に支えられ、佐賀

県の海は日本有数の好漁場として私たちの暮らしに大きな恵みをもたらしています。こうして、森、川、海のつながりが生まれ、私たちの暮らしを支えています。

私の地元の天山周辺でも、間伐などの管理が行き届いた美しい森林を見かける一方で、手入れが遅れ荒廃した森林も見受けられ、大雨により大きな災害が発生したり、イノシシなどのすみかにならないか、不安に感じることがあります。

先人から受け継いだ大切な森林を未来の子供たちに引き継いでいくためには、間伐などの森林整備を通じて山をしっかり守るとともに、伐採期を迎えた森林においては、「サガンスギ」へ植え替えるなど、山の新陳代謝を進めながら林業を振興することが必要であると考えています。

そこで、次の点について伺いたいと思います。

第一点目として、森林整備に対する支援について伺います。

県では、間伐などの森林整備に対してどのような支援を行っているのか伺いたいと思います。

○永守林業課長Ⅱ森林整備に対する支援についてお答えいたします。

間伐などの森林整備に対しましては、国の補助事業を活用して費用の一部を支援しているところでございます。

また、国の補助事業の要件を満たさない森林整備に対しまして、県の単独事業により造林事業と同等の支援を実施しているところでございます。

なお、伐採後の植林や下刈りにつきましては、森林所有者の費用負担が大きいため、国の補助に加えまして、令和五年度から県単独のかさ上げを行いました。伐採後の植林については九〇%、下刈りについては一〇〇%の補助を行っているところでございます。

これらの取組によりまして、令和五年度は約四百六十六ヘクタールの森林整備

備に対して支援したところでございます。

以上でございます。

○池田委員Ⅱ国の要件を満たさないところについては、県の単独でやっております。ということで、そして、県の事業でもいろいろやられておるといことですが、間伐が必要な県内の森林面積というのはどのくらいあるのかということ、森林で間伐が必要な時期に間伐ができていのかどうか、そこら辺について分かりますか。

○永守林業課長Ⅱ今、県内の杉の人工林につきましては、八割以上が四十六年生以上ということで、基本的には人工林としては利用期を迎えていると思っております。残りの二割程度の森林については、年齢的に見ますと間伐等の森林整備が必要などところもあるのかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○池田委員Ⅱそれでは第二点目として、「サガンスギ」について伺いたいと思います。

「サガンスギ」の苗木の供給について伺いたいと思います。
成長が早いなどの優れた特性を持つ「サガンスギ」は、林業の振興を図る上で有効であると考えますが、「サガンスギ」の苗木の供給量はどのように推移しているのか伺いたいと思います。

○永守林業課長Ⅱ「サガンスギ」の苗木の供給についてお答えいたします。

「サガンスギ」の苗木は、令和四年三月から生産が開始されておりまして、令和四年度には一万四百四十五本、令和五年度には五万七千七百二十八本を生産したところでございます。

令和五年度につきましては、「サガンスギ」の需要に対しまして、供給が約七千本不足しております。需要を満たしていなかったことから、早期に苗木の生産拡大を図る必要があるというふうに考えております。

なお、令和六年度につきましては、約六万八千本の苗木が生産される見込みとなっております。

以上、お答えいたします。

○池田委員Ⅱ令和六年度が六万八千本程度ということですが、苗木の供給体制の整備について伺いたいと思います。

「サガンスギ」への植え替えを進めるためには、これまで以上に多くの苗木が必要となりますが、県では苗木の供給体制の整備についてどのように取り組んでいるのか伺いたいと思います。

○永守林業課長Ⅱ「サガンスギ」の苗木の供給体制の整備についてお答えいたします。

「サガンスギ」の需要に対して必要な苗木を供給していくためには、苗木生産の大本となります穂木の供給体制を強化するとともに、苗木生産者に対しても生産技術を普及していく必要があると考えております。

このため県では、令和四年度から「サガンスギの森林^{もり}百年構想」に取り組みでおりまして、穂木を生産する採穂園の造成ですとか、苗木生産用ハウスの整備に対する支援などを行っているところでございます。

また、令和六年度六月補正予算によりまして、「サガンスギ」苗木の生産加速化対策に取り組んでおり、林業試験場が開発した小型の穂を使った苗木生産技術を活用し、「サガンスギ」の苗木の生産本数を増加させるとともに、林業試験場にサガンスギトレーニングセンターとしての機能を持たせ、新規参入者を含む苗木生産者に対しまして、小型の穂を使った苗木生産技術の研修会を開催することとしております。

以上、お答えいたします。

○池田委員Ⅱ「サガンスギ」は、非常にいい木だというふうに思っております。植え替え、植え替えということで大分要望があるというふうに思っております。

要するに、「サガンスギ」に植え替えたいけれども、まだ苗木が不足している状況というのもあるんですかね。

○永守林業課長Ⅱ今、委員がおっしゃられたように、「サガンスギ」を植えたいけど、「サガンスギ」が手に入らないという声は聞いております。

以上です。

○池田委員Ⅱそういうふうにして、せっかく「サガンスギ」を開発されておりますので、要望に応えるようなことをやっていただきたいというふうに思っております。

それでは第三点目として、林業の担い手について伺いたいと思います。まず、担い手の現状について伺います。

間伐などの森林整備や、「サガンスギ」への植え替えなどの作業に従事する林業の担い手の数はどのように推移しているのか伺いたいと思います。

○永守林業課長Ⅱ担い手の現状についてお答えいたします。
県内の森林組合等に就業している林業の担い手の数は、平成二十五年度の三百五十八人から令和五年度は二百五十人と、この十年間で百八人減少したところでございます。

なお、令和五年度につきましては、この十年間で初めて前年度より増加したところでございます。

以上、お答えいたします。

○池田委員Ⅱ令和五年度、二百五十人ということですが、平成二十五年度よりも減っているけれども、若干増加をしていると。

それでは、この担い手を確保、育成するための取組について伺いたいと思います。

林業の担い手を確保、育成するために、県ではどのような取組を行っているのか伺いたいと思います。

○永守林業課長Ⅱ担い手を確保、育成するための取組についてお答えいたします。

県では、林業の担い手の減少傾向に歯止めをかけ、人材を確保、育成するため、「さがの林業再生プロジェクト」の一環として、令和四年度から「さが林業アカデミー」を開講し、即戦力となる担い手の確保と育成に取り組んでいるところでございます。

これまでに、「さが林業アカデミー」の講習会などを受講された十一名の方が、県内の森林組合等に就業、もしくは自営による林業に従事されたところでございます。

また、担い手の確実な定着を図るためには、給与などの待遇改善を進めることが必要でございます。このため、小規模で分散する森林の集約化を支援しまして、間伐などの作業の効率化や生産性の向上による森林組合等の経営基盤の強化を図っているところでございます。

以上でございます。

○池田委員Ⅱ先ほど、令和四年から十一名の方で、自営の方もいらつしやいますし、森林組合に入られた方もいらつしやるといふうなお話でした。私も森林組合に行ってお話をすると、なかなか従事者が不足しているというふうなことも伺います。このようにして担い手の確保をやっていただければというふうに思っております。

林業というのは、なかなか厳しい仕事だというふうに思っております。ただ、その中でも、やはり「さが林業アカデミー」とかしていきながら担い手を確保していただきたいというふうに思っております。

それでは第四点目として、今後の取組について伺いたいと思います。

これまでの取組状況を踏まえて今後の林業の振興を図るため、県としては、今後どのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○永守林業課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

県内の人工林の約八割が、木材として利用可能な時期を迎えるなど森林資源が充実する中、県産木材を積極的に利用することが林業の振興を図る上で重要と考えております。

このため、製材工場等の施設整備に対する支援などにより、県産木材の供給体制の強化を図るとともに、建築物における木材需要を拡大するため、令和四年度に立ち上げました建築士、木材供給事業者、建築施工者等の横断的なネットワークを活用し、様々な情報の共有を図りながら、木造建築物の普及について引き続き取り組んでいきたいと考えております。

林業の振興のため、今後とも「さがの林業再生プロジェクト」や「サガンスギの森林百年構想」など各種施策を着実に前へ進め、「木を伐って、使って、植えて、育てて、また伐る」という、森林・林業の好循環をつくり出して、「持続可能な佐賀の森林・林業の確立」を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○池田委員Ⅱ先ほど言われました県産木材の利用促進ということで、今どのくらい——やっぱりずっと増えていきよつとですかね、県産木材の利用というのは。

○永守林業課長Ⅱ県産木材の生産量でいきますと、令和五年度は前年度より少のうございました。ただ、これは令和五年度の七月豪雨災害で林道等が被災しまして、なかなか材を出せなかったということがあろうかと思えます。県内では、まだ大型木造建築物はできてないんですけれども、国産材を使っているという大きな流れは、確かにあるのかなというふうに感じております。

以上でございます。

○池田委員Ⅱありがとうございます。やはり林業の振興ということで、担い手の確保、育成も大事であります。県産木材の利用促進にも努めていっても

raitaito omotte orimasu shi, chishimori 「森川海人プロジェクト」の推進を
してゐます。やはり森林の保全も大事なことだと思つておられますので、今後とも
よろしくお願いしておきます。

それでは第四問目として、次世代の農業担い手の確保・育成について伺いた
いと思ひます。

県では、昨年八月に「佐賀県『食』と『農』の振興計画二〇二二」を策定し、
「磨き、稼ぎ、未来へつながる佐賀農業・農村の実現」を目指す中、その取組
の大きな柱の一つとして、「次世代の担い手の確保・育成」が掲げられています。

しかしながら、農業・農村を取り巻く情勢は厳しく、農家や農業従事者の減
少傾向が長らく続いておられます。また、他産業においても人手不足が深刻な問
題となつており、産業界の人材獲得競争が激しさを増す中、農業における担い
手の確保の難しさを感じています。

私の地元の小城地区においても、中山間地域だけでなく、比較的条件がよい
平坦地域においても、後継者不足から耕作放棄地を見かけるようになりました。
一旦人の手が入らなくなつた農地や樹園地は、一年もたてば、もう元の姿に戻
すことは難しくなります。

このような現状を考えたとき、佐賀農業の振興を図っていくためには、意欲
ある新規就農者を一人でも多く確保、育成していくことが何より重要であると
いうふうにも思つておられます。

そこで、次の点について伺ひたいと思ひます。

まず第一点目として、新規就農者の確保について伺ひたいと思ひます。

令和五年の新規就農者数はどのようになってゐるのか伺ひたいと思ひます。

○佐伯農業経営課長 令和五年の新規就農者数についてお答えいたします。

佐賀県における令和五年の新規就農者数は百六十二人となっております。

以上、お答えいたします。

○池田委員 令和五年が百六十二名ということですが、令和五年の新規就農者
の就農形態や経営部門はどのようになっているのか伺ひたいと思ひます。

○佐伯農業経営課長 令和五年の新規就農者の就農形態、経営部門についてお
答えいたします。

まず、就農形態についてですが、令和五年の就農者百六十二名の就農形態ご
との内訳を見てみますと、まず、農家子弟以外の新規参入の方が五十九名と最
も多い状況でございます。次いで農業法人への就農が四十七名、次いで農家子
弟のUターンが四十四名、最後に農家子弟の新規卒業者、卒業してすぐに就農
した方が十二名となっております。

なお、農家子弟以外の新規就農者の五十九名が一番多いと申し上げましたが、
その五十九名というのは、これまで調査をしてきた中では過去最多の数となつ
ております。

続きまして、経営部門ごとですが、多いものから順にお答えいたしますと、
施設野菜が七十九名、果樹が二十八名、露地野菜が二十名、米麦が十七名、畜
産が十名などとなっております。施設野菜、果樹、露地野菜などの園芸部門の
占める割合は、全体の八一％となっております。

以上、お答えいたします。

○池田委員 新規就農者が五十九名と。新規就農者というのは、やはりトレー
ニングファーム経験者とかそういう方で、要するに、そこでしたところの施設
野菜に行かれた方が多いんでしょうか。

○佐伯農業経営課長 今、委員から御発言がありましたように、トレーニング
ファーム、また、昨年からミニトレーニンングファーム、そういうものを整備し
てきております。そういった方の卒業生を中心に、いわゆる農業外、農家外の
方の就農が増えてきていると考えております。

以上、お答えいたします。

○池田委員Ⅱそれでは第二点目として、新規就農者の確保、育成に向けた取組について伺いたいと思います。

担い手を確保していくため、地域が主体となった取組への支援として「園芸888担い手確保・育成指導事業」に取り組まれています。その事業の概要はどうなっているのか、まず伺いたいと思います。

○佐伯農業経営課長Ⅱ「園芸888担い手確保・育成推進事業」の概要についてお答えいたします。

この事業は、大きく二つの事業で構成しております。

まず一つ目に、市町やJA、農業振興センター、JAの生産部会等で組織する協議会の取組、具体的には、就農希望者向けの首都圏での就農イベントへの出展ですとか、地域での就農啓発セミナーの開催や短期研修の実施、さらにはトレーニングファーム等でのトレーナーや就農コーディネーターの設置など、こういった取組に対して支援を行っております。

二つ目の事業としましては、これは県による取組になりますが、主に農業振興センターが就農相談や農業系高校の学生等に対する就農啓発ですとか、新規就農者に対する個別指導や研修会の開催、市町、JA等と連携した就農啓発セミナー、こういうものを実施してきております。

以上、お答えいたします。

○池田委員Ⅱ事業の概要を今お伺いしましたが、それでは、この取組の実績はどのようになっているのか伺いたいと思います。

○佐伯農業経営課長Ⅱ取組の実績についてお答えいたします。

先ほど、二つの事業で構成していると申しましたが、まず一つ目の事業、協議会への支援の状況について御説明いたします。

昨年は六つの協議会に対して支援を行っております。具体的に六協議会を申し上げますと、佐賀市トレーニンングファーム推進協議会、脊振・三瀬園芸振興

協議会、白石町新規就農者確保対策協議会、白石地区いちごトレーニンングファーム運営協議会、みどり地区トレーニンングファーム運営協議会、最後に佐賀牛いろはファーム担い手育成協議会、この五つの協議会に対して支援を行っております。その決算額としまして二百三十一万八千円となっております。

もう一つの事業である県の取組についてですが、先ほどお答えいたしました就農啓発活動のほか、新規就農者への中古ハウスの継承の仕組みづくりですとか、生産部会等へのトレーナー制の推進などを実施しております。その決算額としましては百五十九万四千円となっております。

以上、お答えいたします。

○池田委員Ⅱ分かりました。

それでは、新たな担い手を呼び込むための就農啓発イベントについて伺いたいと思います。

新規就農者を呼び込むためには積極的な情報発信が重要と考えますが、県が取り組んでいる就農啓発イベントはどのようなものか伺いたいと思います。

○佐伯農業経営課長Ⅱ就農啓発イベントについてお答えいたします。

令和五年度に農業振興センターや、先ほど申し上げました地域協議会が実施した就農啓発イベントは、イチゴ、アスパラガス、トマト、ミカン、シャインマスカットなど、その地域の主要な園芸品目を中心に計二十二回実施されております。延べ百五十八組、二百三十五名が参加されたところでございます。

イベントの中では、栽培の概要や収益性、経営開始に必要な経費の説明のほか、先輩農家からの体験談や実際に栽培されているハウスや圃場の見学、作業体験などを行っております。

以上、お答えいたします。

○池田委員Ⅱそれでは、今後の対策について伺いたいと思います。

今申されたように、いろいろな対策をされておりますが、県の農業の維持発

展には、次代を担う新規就農者を安定的に確保・育成していくことが重要だと考えております。県では、今後どのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○佐伯農業経営課長 Ⅱ 今後の対策についてお答えいたします。

地域の将来を担っていく意欲的な新規就農者を安定的に確保していくためには、やはり地域が主体となった取組が重要と考えております。

このため、引き続き、各地区協議会への活動への支援ですとかトレーナー制の浸透、また、令和五年度から取組を開始しましたミニトレーナーングファームの拡大、こういったことを進めていきたいと考えております。

また、就農後に早期に経営を安定させていくことも非常に重要と考えております。経営者としての資質向上を図る観点から、トレーナーングファームの研修生や就農直後の方を対象に、今年度から新たに専門家を招いた金融リテラシー研修ですとか、雇用に関する研修を実施することとしております。

県、地域が一体となりまして、就農希望者の呼び込みから、技術や経営ノウハウの習得、就農まで、切れ目のない支援に取り組むことで、さらなる新規就農者の確保、育成に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○池田委員 Ⅱ ありがとうございます。佐賀県農業の振興のためにも、一人でも多くの新規就農者が増えていくようにお願いしたいと思っております。

それでは、最後の五問目です。農村地域における防災・減災対策の推進について伺いたいと思います。

近年、異常気象により全国的に甚大な災害が頻発化しています。本県でも、令和三年まで四年連続で大雨特別警報が発令され、農作物の浸水被害やため池の決壊など甚大な被害が発生したことから、県においては、国、県、市町が連携し、「守る」、「貯める」、「流す」を三つの柱として「プロジェクトIF」に取

り組まれています。ここ一、二年は大きな水害は発生していませんが、水害が起ることを前提とした対策を進めることは重要であると思えます。

現在、県においては、クリークの整備や危険なため池の整備などのハード対策が進められていますが、農村地域の浸水被害を軽減させるためには、ハード対策は時間がかかることから、水田やクリーク、ため池などをうまく活用したソフト対策にもしつかり取り組むことが、防災・減災力を高めていくことにつながると思えます。

そこで、令和五年度決算説明報告書では、農村地域の防災・減災対策を推進するため、各種事業に取り組みまれていますが、以下について伺いたいと思えます。

まず第一点目として、クリークの治水活用について伺います。

クリークの現状と整備状況について伺いたいと思えます。

クリークの総延長や洪水貯水容量など、クリークの現状はどのようなになっているのか。また、国営事業や県営事業により進められているクリークの整備状況はどのようなになっているのか伺いたいと思えます。

○江口農山村課長 Ⅱ クリークの現状と整備状況についてお答えいたします。

まず、現状についてでございます。

佐賀・白石平野のクリークは、農業用水の貯水や送水するための機能を有しており、一方で地域に降った雨水の排水路としても利用されるなど、農業振興はもとより、地域防災の両面において重要な役割を果たしております。

このクリークの総延長は約一千六百公里メートルございまして、洪水時に雨水を一時的に貯留する洪水貯留容量、これは田面の高さから一メートル下までの容量になりますが、これが約一千六百万立方メートルでございます。これは北山ダムの貯水容量の約七割に相当しております。

次に、整備状況についてでございます。国営事業や県営事業で整備されたク

リークの総延長は、令和五年度末までに千三百三十九キロメートルとなっております。これはクリークの計画整備延長約一千五百キロメートルに対しまして約八九%の進捗となっております。

以上でございます。

○池田委員⇨クリークの整備状況は、八九%ぐらいは済んでいるということですが、あと幾らか残っておりますけれども、それについても年次計画どおりに進んでいるような状況でしょうか。

○江口農山村課長⇨クリークの整備の進捗についてお答えいたします。

現在、クリークの整備について木柵の整備で平成二十四年度から整備を始めてきております。その中で既にもう三地区が完了しております、残り十地区程度が継続中ということでございます。これにつきましてもあと数年で完了の見込みということで考えております。

以上でございます。

○池田委員⇨分かりました。

それでは次に、クリークの事前放流の取組状況について伺いたいと思います。佐賀・白石平野において、大雨前にクリークの水位を低下させる事前放流の実施状況はどのようになっているのか伺いたいと思います。

○江口農山村課長⇨クリークの事前放流の取組状況についてお答えいたします。クリークの事前放流の取組につきましては、令和五年度は小城市を含みます三市六町で取り組まれております。令和五年七月の九州北部豪雨の際には、約一千二百万立方メートルの洪水貯留容量を確保したところでございます。

以上でございます。

○池田委員⇨分かりました。

それでは、今後の取組について伺いたいと思います。

クリークの事前放流は、治水対策には大変有効な手段と考えておりますけれ

ども、今後どのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○江口農山村課長⇨今後の取組についてお答えいたします。

クリークを活用した治水対策を進める上では、それぞれの地域におきまして、農業振興と地域防災に取り組まれている実態を踏まえまして、利水と治水の両面におきまして地域間の譲り合いや合意形成を図りながら取り組むことが重要と考えております。クリークの事前放流は、クリークの水位を大雨前に急激に低下させまして、河川や海へ排水することが求められますことから、クリーク法面を補強するための整備ですとか監視機器の設置、それから水門操作を省力化するための整備、こういったことが必要と考えております。また、事前放流により集落内の水位も一緒に下がりますので、防火用水が不足するといったような懸念もございますので、こうしたことへの対応も必要と考えております。今後とも、クリークの治水活用が拡大しますように、クリークなどの整備を計画的に進めるとともに、市町や水門操作者などの意見を十分聞きながらクリークの事前放流の取組を進めていきます。

以上でございます。

○池田委員⇨クリークの活用ということで、クリークの事前放流ということですが、やはりクリークの整備をしていきながらやってもいいと思います。

十一月十二日の新聞に、クリークと地域活性化をテーマにしたシンポジウムが実施されるという記事が載っておりました。非常によい取組だと思っておりますので、たくさんの方がいらっしゃればいいなと思っております。

それでは第二点目として、ため池の治水活用について伺いたいと思います。

県内のため池数及び整備状況について伺いたいと思います。

県においては、農業用ため池の決壊を防止し、未然に被害を防ぐため、老朽化した農業用ため池の改修や補強などに取り組まれています。農業用ため池

の総数と整備状況はどのようになっているのか伺いたいと思っております。

○江口農山村課長 県内のため池数及びその整備状況についてお答えいたします。

県内の農業用ため池の総数は、令和六年三月末時点の数字でございますが、二千六百五十五カ所でございます。このうち整備が必要なため池は千九十七カ所でございます。令和五年度末までに事業により八百七十二カ所の整備が完了しております。その整備率は約七九%となっております。

以上でございます。

○池田委員 農業用ため池総数二千六百五十五カ所のうち千九十七カ所が危険ため池、八百七十二カ所が整備が済んでいるということで七九%です。予算の関係もあると思いますが、ため池というのは、すぐ上のほうにありますので、なるべく急いで整備をしていってもらいたいというふうに思っております。

それでは、ため池の治水活用の取組状況について伺いたいと思います。

農村地域において浸水被害の軽減を図るためには、ため池の治水活用が効果的と考えますが、現在、どのような取組を行っているのか伺いたいと思います。

○江口農山村課長 ため池の治水活用の取組状況についてお答えいたします。

ため池の治水活用の取組につきましては、武雄市の焼米ため池におきまして二十万立方メートルの洪水貯留容量を確保するため、県が事前放流施設を整備したところでございます。

武雄市におきましては、この施設を活用いたしまして、利水者である白石土地改良区の御理解と御協力も得ながら、ため池の水位を下げ、洪水を貯留するなどして下流域の浸水被害の軽減が図られております。

令和五年度は、四回の事前放流を行っております。ため池下流域の住民の方々からは感謝の声が聞かれたところでございます。

以上でございます。

○池田委員 分かりました。私も焼米のため池の視察をさせてもらいました。本当に素晴らしい施設に出来上がったと思っております。こういうふうなことをしながら治水対策を進めていってもらいたいと思っております。

それでは、今後の取組について伺います。

今後、ため池の治水活用にどのように取り組んでいくのか伺いたいと思っております。

○江口農山村課長 今後の取組についてお答えいたします。

ため池を治水活用することは、その下流の浸水被害軽減に効果がありますことから、地域防災の在り方について話し合いを深め、合意形成を図っていくことが重要と考えております。合意形成が図られた地域におきましては、事前放流施設の整備など治水活用に必要なハード対策を順次進めたいと考えております。

一方で、こうしたハード対策には相当な費用ですとか時間を要しますことから、市町におきまして、緊急時に人命を守るための迅速な避難行動につながりますよう、ハザードマップを作成するなどのソフト対策の推進にも取り組んでおります。

今後とも、市町と連携、協力しながら、ハード対策とソフト対策を一体的に進めまして、ため池の治水活用に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○池田委員 ハザードマップ等も活用しながら、ハード、ソフト両面でやってもらいたいと思っております。

それでは第三点目として、田んぼダムの取組について伺います。

田んぼダムの取組とはどのようなものなのか伺いたいと思います。

○江口農山村課長 田んぼダムの取組の内容についてお答えいたします。

田んぼダムは、田んぼ内の水が水路へ流れ出る量を抑制するため、水田の排

水口に切り欠きのある堰板を設置しまして、雨水を一時的に貯留しながら時間をかけて排水することによりまして、水路や河川の急激な水位上昇を抑え、浸水被害を軽減する取組でございます。

以上でございます。

○池田委員〓 それでは、田んぼダムの取組状況はどうなっているのか伺いたいと思います。

○江口農山村課長〓 田んぼダムの取組状況についてお答えいたします。

田んぼダムにつきましては、令和元年及び令和三年の豪雨により浸水した地域の上流部で、かつ圃場整備が実施された水田で取組んでおります。令和四年度から開始しております。

この取組状況は、令和四年度は、県内九市町におきまして千百六十ヘクタール、令和五年度は十一市町におきまして二千五百一十一ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○池田委員〓 分かりました。

それでは、今後の田んぼダムの取組について伺いたいと思います。

田んぼダムは、浸水被害の軽減に有効な取組と考えておりますが、今後、どのように取組んでいくのか伺いたいと思います。

○江口農山村課長〓 今後の取組についてお答えいたします。

田んぼダムは、堰板を設置するだけで取り組めるなど、少ない費用で下流の浸水被害を軽減させる効果が期待できますが、取組地域や市町からは、取組農家に対する支援や効果のPRが必要という声も聞かれるところでございます。

県としては、地域で話し合いを重ねながら、流域の上下流の住民が互いに協力し合うなど、地域の合意形成が図られまして、田んぼダムの取組が定着、拡大するよう、引き続き市町をしっかりと支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○池田委員〓 分かりました。やはり田んぼダムは非常に重要だというふうに思っておりますので、そこら辺、市町とも協議をしながら進めていってほしいと思います。

それでは最後になりますが、今後の農村地域における防災・減災対策について伺いたいと思います。

農村地域における防災・減災力を高めるために、今後、どのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○江口農山村課長〓 今後の農村地域における防災・減災対策についてお答えいたします。

農業者の高齢化や減少など、農村地域が大きく変化することが予想される中で、クリークなどの農業用施設を効果的に治水活用するためには、それぞれの地域でどのような地域防災が求められるのかなど、市町が中心となって作成されるビジョンに沿って対策に取り組む必要があるというふうに考えております。

このため県としましては、それぞれの地域で流域治水が進みますよう、田んぼダムやクリークの事前放流などのソフト対策に積極的に取り組む市町を支援することとしております。

今後とも、このような取組を通しまして、佐賀平野におけるクリークの事前放流や田んぼダムなどの取組を佐賀の風土として定着させ、農村地域における防災・減災力の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○池田委員〓 クリークの事前放流の対策やため池の治水活用、それと田んぼダムというふう聞いてまいりました。クリークの総延長に対する整備状況や、また、ため池の総数と整備状況も伺いましたが、農村地域の防災・減災対策のためにも、こういうソフト事業も大事であります。そして、予算との兼ね合い

もあると思いますが、整備も着実に進めてもらいながら、佐賀県の防災・減災対策も進めてもらいたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

○酒井委員「おはようございます。県民ネットの酒井幸盛でございます。

私は、五問、予定しておりますので、どうかよろしく願います。

まず初めに、歳出第六款一項の農業費に関して質問いたしますので、よろしく願います。

私は、現在、農業、食料、農村が非常に厳しい状況にあると思っております。

農業と農村を守るためにどうすればいいのか。二〇五〇年には農業経営体が二〇二〇年対比で八〇％減少すると言われております。農業産出額が半減し、人口も約二〇％減ると予想されております。農業従事者の確保と所得水準の向上は必須であると思っております。農産物の価格決定権を農業者が持つことが重要であると思っております。

佐賀県の農業が将来にわたり発展し続けるためには、収益性の高い品目の導入や生産拡大、経営力に優れた担い手の確保、育成、SDGsや環境保全に資する取組などが重要であると思っております。

これらにより、佐賀県農業が未来につながる好循環を拡大するために、県民はもとより、市町、農業団体と一体となって振興に取り組む必要があると考えております。

まず、農林水産業費の支出済額の主なものを見てみますと、負担金、補助金及び交付金百五十四億六千五百四十八万五千八百八十八円、工事請負費百三億四千六百五十一万八千八百三十七円、給料・職員手当等五十三億五千八百十六万五千三百七十七円となっております。このような決算状況を踏まえまして質問してまいりますので、答弁をよろしく願います。

まず、「さが園芸888運動」関連事業について質問をいたします。

県では、農業の振興を図るため、収益性の高い園芸農業に力入れることとし、令和元年度から農家をはじめ、JA、市町などの関係者と一体となって「さが園芸888運動」を展開されております。この運動は、平成二十九年に六百二十九億円であった園芸産出額を令和十年までに八百八十八億円にするという極めて高い目標を掲げられております。

こうした中で、令和五年度決算説明報告書を見ると、「未来の姿」として「稼働農業経営体の創出に向けた磨き上げ」を行うこととし、目指す方向性に「農業産出額の増加」を掲げ、「さが園芸888運動」関連で多岐にわたる事業を実施されております。

そこで、「さが園芸888運動」関連事業として三つの事業について伺います。まず、「さが園芸888総合対策事業」についてでございます。

これは予算額が十八億二千五百九十六万三千円です。決算額が十四億六百二十六万六千円となっております。この事業について、令和五年度はどのように取り組まれたのかお尋ねいたします。

○川崎園芸農産課長「さが園芸888総合対策事業」の令和五年度の取組についてお答えいたします。

本事業では、農家の経営発展や産地の維持拡大に必要な施設や機械の整備などのハード面に対する支援と、収量、品質の向上や、新たな産地づくりに向けた取組などのソフト面に対する支援を行っております。

令和五年度の具体的な取組としては、まず、ハード面において、経営規模の拡大や新規就農者の経営開始に必要な園芸ハウスや、タマネギの収穫機など省力化機械の導入、低コスト化等に必要な省石油型機械・装置の導入などを行った二百五十事業実施主体に対し、補助金約十五億一千五百万円を交付したところです。

次に、ソフト面においては、収量向上に向けた温度や湿度などのハウス内環

境を測定する装置の導入や、カボチャなどの露地野菜の作付拡大を行った三四事業実施主体に対し、補助金約二千七百万円を交付したところです。

以上、お答えします。

○酒井委員〓今言われましたように、園芸用施設、また、機械等の整備に対する助成や品質の向上、また、新たな産地づくりに向けた取組に対する助成をしてきたということございました。

それに対してどういふふうな課題を持って取り組まれるのかお尋ねいたします。

○川崎園芸農産課長〓園芸振興対策の課題についてお答えします。

各産地では、本事業を活用するなどして作付面積の拡大や収量の向上などに取り組まれております。そうした中において、近年は他産業との競合などによって農業分野での労働力の確保が難しくなっていること、また、資材高の影響により園芸用ハウス整備費の高騰が著しいことから、園芸生産の拡大が思うように伸びない状況にあることが主な課題として挙げられます。

以上、お答えします。

○酒井委員〓その課題を踏まえて、今後、どういふふうな取組を行おうとしておられますか、よろしくお願いたします。

○川崎園芸農産課長〓課題を踏まえた今後の取組についてお答えします。

まず、喫緊の課題の一つであります労働力不足に対しましては、スマート農業による省力化を一層推進することとし、本事業の補助対象に防除作業の省力化が図られるドローンや、除草作業を無人で行う自律走行型草刈機を新たに追加し、その導入を支援しているところでございます。

また、ハウス整備費の高騰に対しては、初期投資を抑えることができる中古ハウスの活用を進めていくこととして、その取得から再建までを一連で支援するメニューを今年度から追加したところであります。中古ハウスの出し手と

受け手のマッチングが容易となるような仕組みづくりの提案とあわせて推進を図ってまいります。

以上、お答えします。

○酒井委員〓今言われました取組について、よく指導等を農家とか団体にしていただきたいと思っております。

それでは次に、「園芸88露地野菜振興対策」についてお尋ねいたします。この事業の予算につきましては、千八百七十八万三千元、決算額が千七百五十万四千円となっております。

お尋ねをいたします。この露地野菜振興対策の課題はどのようになっておるのか。

○川崎園芸農産課長〓露地野菜振興対策の課題についてお答えします。

この事業では、タマネギの生産拡大対策とか、新たな露地野菜の産地づくりの推進を行っているところでございますが、タマネギの生産拡大対策においては、収穫機など省力化機械の導入が進み、一戸当たりの作付面積は拡大してきているものの、農業者の高齢化などにより栽培をやめる小規模農家が多く、全体の作付面積が伸び悩んでいる状況にあります。

また、露地野菜の産地づくりにおいては、生産資材費の高騰だとか、近年の夏季の高温による生産の不安定化、また、最近、作付が拡大しています焼酎原料用さつまいもなどでの安定生産のための技術の確立などが課題としてございます。

以上、お答えします。

○酒井委員〓今言われましたような課題について、今後の取組をどういふふうにご考えているのかお尋ねします。

○川崎園芸農産課長〓今後の取組についてお答えいたします。

引き続き、露地野菜を振興していくためには、先ほど答弁した課題に対応し、

これまでの取組を強化していくということが必要と考えております。

このため、まず、タマネギ生産拡大対策においては、これまでの機械化一貫体系の推進とあわせて、小規模農家の作付面積維持のための農作業受託や農業機械の共同利用の仕組みづくり、また、規模拡大志向農家の掘り起こしや作付拡大意欲の向上のための研修会の開催などを行ってまいります。

また、新たな露地野菜の産地づくりにおいては、ブロッコリーなどで自家育苗の導入による生産費低減効果の検証、あるいは高温対策の展示圃の設置によります生産安定技術の普及などに取り組んでいくこととしております。

また、試験研究につきましても、焼酎原料用サツマイモなど、新規拡大品目の安定生産技術の開発などに取り組むなどして、露地野菜の振興を図ってまいります。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ今、取組を言われましたが、市町とかJAとか生産者などの関係者と一体となつて、この「さが園芸888運動」をどんどん推進していただきたいと思っております。

次は、「園芸888いちご産地活性化対策」についてお尋ねをいたします。

これは予算額が二千六百二十万一千円、決算額が二千五十八万円となっております。このいちご産地活性化対策について、どのような取組をされたのかお尋ねいたします。

○川崎園芸農産課長Ⅱ「園芸888いちご産地活性化対策」の取組についてお答えします。

本対策では、新品種「いちごさん」の本格導入を契機とした本県イチゴ産地の振興を図るため、稼ぐイチゴ経営の確立に向けた取組を実施しております。

令和五年度は、主に一ヘクタール規模の大規模経営を目指すモデル経営体に対し、振興センターによるきめ細やかな伴走支援、また、高い収益を実現して

いる農業者の栽培データを検証、分析し、その技術を他の農業者に広く情報発信することなどを行ったところであり、先ほど委員からおっしゃったように、決算額は二千五十八万円となっているところでございます。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。

この前、この決算委員会で唐津のイチゴトレーニンングファームの視察に行ってきました。たまたまですけど、私がこのことを質問しようというときでちょうどよかったものですから。その中で研修生が本当に一生懸命になって、どれだけ園芸をしようかという声も出ておりましたし、これはすばらしい事業だなどということでも感心いたしました。新しく園芸をスタートした方を対象に、やっぱり県とJAとJA生産部会が連携しておられるということは、本当にすばらしい事業だなど思っておりますので、今後進めていただきたいと思っております。そういう中で、今、取り組んでおられる中で課題が出てきたんじゃないかと思っておりますので、その課題についてお尋ねいたします。

○川崎園芸農産課長Ⅱ課題についてお答えいたします。

「いちごさん」の導入によりまして、販売単価の向上などで従来の品種よりも高い収益性が見られてきておりますが、近年は夏場の育苗時期の異常な高温による影響から、花芽のつきだとか苗の定植、その後の生育が遅れたりして、高単価での販売が見込める年内の収量確保が難しくなっております。また、高齢化による担い手の減少に伴い、イチゴの生産者数は減少し、産地規模が縮小していることが課題として挙げられます。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ課題として高齢化とかいろいろ言われましたが、そういうことを踏まえて今後の取組をどういうふうに考えておられるのかお尋ねします。

○川崎園芸農産課長Ⅱ今後の取組についてお答えします。

今後とも、イチゴの振興を図っていくためには、そういった課題に対応していくことが必要でございます。このため、これまでの取組に加えまして、先ほどの夏場の異常な高温に対応できるように、年内収量の確保に向けて定植前のイチゴの苗を冷蔵庫で冷却し、花芽のつきを早期に安定化させる株処理技術の現地実証を新たに行うこととし、今年度の育苗期からJAと連携して取り組んでいるところでございます。

また、産地規模の縮小に対応するためには、先ほど委員からも紹介がありましたような新規就農者の確保はもとより、今後、産地を支えていただく中堅農業者の方に対する規模拡大意識の醸成や、そういった規模拡大に伴う労働力確保だとか中古ハウスの活用などに関する研修会の開催、こういったものを行いますまして産地の維持拡大を図ってまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

○酒井委員⇨農業で一番大事なのは、作物を作る以前の問題ですよね、新規就農者の確保が一番大事じゃないかと私は思っております。作物は人間が作るわけですから、人間がいなければ、いくら、どの作物とか、あの作物とか言っても一緒ですから、取りあえず行政でできるのは新規就農者の確保、そして、さっきの研修生のトレーナー制とか、そういうことをどんどん取り入れて、若い者がやってみようかなと、そういうふうになるような取組を今後もしていきたいと思っております。

次は、畜産関係事業についてお尋ねいたします。

今年、本県産の黒毛和牛が「佐賀牛®」として販売を開始されて四十周年の記念の年です。「佐賀牛®」は、生産と販売が一体となったブランド化に向けた取組の結果、現在では全国で高い評価を受けております。特に、近年、県や農業団体では輸出にも力を入れて取り組まれており、令和五年度には香港、台湾、タイなどへ過去最高の約八十五トンが出荷されております。このような中

で昨年六月には佐賀県高性能食肉センター「KAKEHASHI」牛処理施設が本格稼働し、佐賀から直接世界へ輸出できる体制が整ったところでございます。

一方、生産現場では様々な課題を抱えております。「佐賀牛®」の素となる肥育素牛については、その多くを県外からの導入に頼っております。また、原料の多くを輸入に依存している配合飼料の価格が円安などの影響により高騰し、畜産農家の経営を圧迫しております。さらに、コロナ禍が明けても人や物の往来が盛んになるにつれて家畜伝染病が発生するおそれも高まっております。

渡り鳥などにより伝搬される鳥インフルエンザの発生も近年頻発しております。特に昨年度は、平成三十年に岐阜県で発生して以来、九州で初となる豚熱が八月に唐津市で発生いたしました。また、今日の新聞にも載っておりますけれども、また唐津のほうで出ておるようでございます。それから、十一月には全国でシーズン初となる鳥インフルエンザが鹿島市で発生し、県や市町、農業団体等では、防疫措置に尽くされたところであります。

本県畜産業の持続的な発展のためには、こうした課題に対応しつつ、輸出など攻めの取組にも力を入れる必要があると考えております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

まず、食肉センター施設設備整備事業についてお尋ねいたします。

これは予算額が三億九千七百四十九万二千円、決算額が二億二千三百五十八万九千円となっております。この事業についてどのような取組をされたのかお尋ねいたします。

○石松畜産課長⇨食肉センター施設設備整備の令和五年度の取組についてお答えします。

本事業は、牛肉の輸出促進などにより畜産業の振興を図るため、老朽化が進む佐賀県食肉センターについて、EUや米国等への輸出が可能な牛処理施設を

新設するとともに、既存施設の衛生管理などを時代に合ったものとするために必要な整備に取り組むものでございます。

令和五年度は、特に病気や怪我で歩行困難となった牛の処理を行う事故畜棟の新築工事、牛処理施設専用の外周道路工事などに取り組んだところでございます。

以上、お答えします。

○酒井委員〓今、取組を言われました。その中で食肉センターの再整備に向けた工事等を実施するというところでございますが、これらの課題についてお尋ねします。

○石松畜産課長〓課題についてお答えいたします。

この既存の豚処理施設は、建設から四十年以上が経過しておりまして、安定した稼働を継続していくことが課題というふうに認識いたしております。

以上、お答えします。

○酒井委員〓今の課題を検証して今後の取組をどういうふうにご考えておられるのかお尋ねします。

○石松畜産課長〓今後の取組についてお答えいたします。

既存の豚処理施設については、安定した稼働を継続するために、急ぎ改修が必要なものについて適宜予算化して対応していくことにいたしております。

今後も、生産者が大切に育てた家畜を安全・安心な食肉に加工し、国内だけでなく、海外の消費者にも届けていくため、適切な施設整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○酒井委員〓適切な施設整備に努めていただきたいと思います。

それでは、佐賀牛等輸出促進対策事業についてお尋ねいたします。

予算は九千十四万三千円です。決算額は八千七百七十二万四千円となっております。

ります。この事業の取組は、昨年度はどのように取り組まれたのかお尋ねします。

○石松畜産課長〓佐賀牛等輸出促進対策事業の令和五年度の取組についてお答えいたします。

本事業は、「佐賀牛®」の輸出を促進するため、「KAKEHASHI」を運営する一般社団法人佐賀県畜産公社において必要となる取組を支援するものでございます。

令和五年度は、屠畜の方法が輸出対応型に変更されたことなどに対応するための作業員の技術力向上や、輸出認定取得に必要な取組を支援したところでございます。

以上、お答えします。

○酒井委員〓今の取組をしながら、いろんな課題が出てきたと思いますので、その課題はどうかがあるのかお尋ねします。

○石松畜産課長〓課題についてお答えします。

「KAKEHASHI」からの「佐賀牛®」の輸出を拡大していくためには、既に輸出を開始している国への輸出量を着実に伸ばしていくとともに、今後、牛肉の輸出拡大が見込まれる国の輸出認定を新たに取得することにより、輸出先国を増やしていく必要があると考えております。

しかしながら、この輸出認定基準は、衛生検査の項目ですとか家畜の取扱いなどが国ごとに異なっておりますので、輸出先国の拡大に当たっては、一つ一つ適切に対応する必要があることが課題というふうに認識いたしております。

以上、お答えいたします。

○酒井委員〓確かに、輸出の対応とかいろいろ難しいと思いますので、取組については頑張っていたかと思っております。

次は、肥育素牛生産拡大支援事業についてお尋ねいたします。

これは予算額が五千三百五十二万二千円、決算額が五千三百十万五千円となっており、この肥育素牛生産拡大支援事業をどういうふうに取り組みましたのかお尋ねします。

○石松畜産課長 肥育素牛生産拡大支援事業の令和五年度の取組についてお答えします。

本事業は、「佐賀牛®」の素となる子牛、肥育素牛といいますが、その生産拡大により、「佐賀牛®」の生産基盤の強化を図るため、繁殖農家等が行う優良な繁殖雌牛、母牛の増頭や、優良な受精卵を供給するための優れた繁殖雌牛の導入などに対して支援を行っているものでございます。

令和五年度は、優良な繁殖雌牛の増頭や改良の取組に百七十八頭、受精卵を供給するための優れた繁殖雌牛に九頭、合わせて百八十七頭の導入に対し支援を行ったところでございます。

以上、お答えします。

○酒井委員 先ほど取組を言っていたいただきました。雌牛の導入に対する補助とか、そういうことは大変であります。いろんな問題が出てきたと思います。課題はどうかということがあったのかお尋ねします。

○石松畜産課長 課題についてお答えいたします。

円安などによる飼料価格の高騰や物価高騰による牛肉の消費減退の影響などを受けて、現在、子牛の価格が低迷しているという状況にございます。このため、繁殖農家の経営が厳しくなっておりまして、繁殖雌牛の増頭や改良に対する意欲が低下してきていること。さらには、生産性の低い高齢の繁殖雌牛が淘汰されないままとなり、一層の経営悪化につながりかねないことが課題というふうに認識いたしております。

以上、お答えします。

○酒井委員 今、課題を言われましたように、繁殖農家は厳しい状況下にあり

ます。そうした中で、どうしてもやっぱり取り組まなければいけません。これは行政として、どうしても——そういうことで、今後、どういうふうな取組を考えてあるのかお尋ねします。

○石松畜産課長 今後の取組についてお答えいたします。

子牛価格の低迷については、県も支援を行っている国の肉用子牛生産者補給金制度などの価格下落支援対策の活用によりまして、繁殖経営への影響を低減しながら、経営コスト低減につながる経営規模の拡大や生産性の高い優良な繁殖雌牛の導入などを進めていくことが重要と考えております。

こうしたことから、引き続き、本事業の推進により優良な繁殖雌牛の増頭や改良を支援していくとともに、令和六年度からは、高齢の母牛を淘汰して優良な繁殖雌牛を導入する場合の補助率のかさ上げ、優良血統の受精卵移植に対する支援も行っているところでございます。

今後も、こうした支援により肥育素牛の生産拡大を進め、肥育素牛の県内自給率を向上することで「佐賀牛®」の生産基盤の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○酒井委員 今言われましたように、雌牛の遺伝子の評価に対する補助をするとか、いろんな取組があると思いますので、よろしくお願いしておきます。それでは、飼料価格高騰緊急対策事業費補助についてお尋ねいたします。予算額が三億一千八百九十二万四千円、決算額が三億一千七百六十三万七千円となっております。

この事業の取組の実績をお尋ねします。

○石松畜産課長 飼料価格高騰緊急対策事業費補助の令和五年度の取組についてお答えいたします。

本事業は、飼料価格高騰の影響を受け、経営が悪化している畜産農家に対し

まして、国の配合飼料価格安定制度の特例で補填されない分などを物価高騰対策として支援するものでございます。

令和五年度は、畜産農家延べ五百三十二名に対し、三億一千七百六十三万七千円の補助金を交付しまして、畜産経営に及ぼす影響を緩和し、営農意欲の維持、喚起を図ってきたところでございます。

以上、お答えします。

○酒井委員〓今言われましたように、飼料価格の高騰の影響を受けて経営が悪化した畜産農家に対して補助するというふうなことで言われましたが、こういうことをどんどんやっていただきたいと思えます。

そうした取組の中で、農家の人もいろいろな課題を持つてあると思えますし、いろんな課題があると皆さん方も感じておられると思います。その辺の課題についてお尋ねいたします。

○石松畜産課長〓課題についてお答えいたします。

輸入飼料価格については、穀物需要の増加や急激な円安などにより、令和三年後半から高騰が続いております。今後も高い水準で推移していくものと見込まれております。

畜産経営を安定的に継続していくためには、可能な限り輸入飼料に頼らない経営を目指すことが重要と考えておりまして、畜産農家や耕種農家による自給飼料の生産拡大が課題というふうにご認識いたしております。

以上、お答えします。

○酒井委員〓先ほども言われましたように、飼料価格高騰の影響を受けております。そういうことで今後どういう取組をされるのかお尋ねします。

○石松畜産課長〓今後の取組についてお答えします。

この飼料高騰が続く中、自給飼料の生産を推進するために、令和六年度は飼料作物の生産や利用拡大に必要な機械導入に対する支援、飼料生産を受託して

行う組織、いわゆるコントラクターの活動支援、また、子実用トウモロコシの生産や利用拡大に必要な機械導入に対する支援などを実施しているところでございます。

今後も、こうした取組を進めまして、できる限り畜産で必要とする飼料の県内での生産利用の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○酒井委員〓飼料価格の高騰で畜産農家は打撃を受けておりますので、手厚い補助とかいろいろなことをやっていただきたいと思っております。

次は、特定家畜伝染病緊急対策についてお尋ねいたします。

予算額は十二億九千六百万円、決算額が九億七百五十六万六千円となっております。家畜伝染病緊急対策の取組についてお尋ねいたします。

○原口家畜防疫対策企画監〓特定家畜伝染病緊急対策費の令和五年度の取組についてお答えいたします。

特定家畜伝染病緊急対策費は、高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が県内で発生した場合に、迅速に防疫措置が実施できるよう、あらかじめ必要となる予算を措置しているものでございます。

こうした中、令和五年八月に唐津市で二例の豚熱が発生、また、十一月には鹿島市で高病原性鳥インフルエンザが発生したことから、本事業を活用し、これらの防疫対策に取り組んだところでございます。

以上、お答えいたします。

○酒井委員〓今言われましたように、八月には豚熱、十一月には鳥インフルエンザが発生しております。こういうことについてどのような課題があるのか、よろしくお願ひします。

○原口家畜防疫対策企画監〓課題についてお答えいたします。

令和五年度当初予算では二億円を措置いたしました。二例の豚熱発生のうち、

一例は大規模での発生でありまして、防疫措置の完了までに非常に多くの日数を要して当初予算で不足する事態となりました。そこで補正予算を措置し、対応に当たったところでございます。このように家畜伝染病の発生の内容や規模などにかかわらず、適切に対応しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱいろいろな続発しておりますので、今後の取組をどうふううに考えてあるのか、よろしく願いたいします。

○原口家畜防疫対策企画監Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

家畜伝染病対策につきましては、まずは発生させないよう、農家自身による農場の防疫対策を徹底するとともに、発生した場合には、県や市町、農業団体などが連携して迅速に防疫措置を講じ、蔓延を防止することが何より重要だと考えております。

このため、農家に対し、鳥インフルエンザ等の病原体が農場へ侵入することを防止するため、農場の消毒や野生動物の侵入防止など、農場が守るべき基準である飼養衛生管理基準を遵守するよう徹底するとともに、発生に備えた防疫演習の実施や危機管理体制の強化に取り組んでいくこととしております。仮に発生したときには、本事業を活用して万全を期すこととしております。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱ危機管理の指導を農家にもしていただきたいと思っております。

○古賀陽三委員長Ⅱ暫時休憩します。十二時五分をめどに委員会を再開します。

午後零時四分 休憩

午後一時五分 開議

○富田副委員長Ⅱ委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○酒井委員Ⅱ中山間地域等直接支払交付金についてお尋ねいたします。

県内の中山間地域の農業生産活動の継続を通じて中山間地域の多面的機能を発揮させるため、中山間地域等直接支払交付金を活用した農地や農道、水路の保全活動などが行われております。当交付金は、地域の実情に応じて幅広い用途に活用できることから、地域にとっては大変ありがたい制度だと思っております。

そこで、中山間地域農業に関して中山間地域等直接支払交付金についてお伺いいたします。

この令和五年度の予算額は八億三千三百四十八万八千円、決算額が八億三千三百三十一万四千円となっております。この中山間地域においてどのような取組をされておられるのかお尋ねします。

○江口農山村課長Ⅱ令和五年度の中山間地域等直接支払交付金の取組についてお答えいたします。

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、集落等を単位に農業者等が農用地を維持管理していくための協定、いわゆる集落協定と申しておりますが、これを締結いたしました。活動や取組を行う場合に面積や取組の内容に応じて一定額が支給されるものがございます。

第五期対策の四年目となります令和五年度は、六千五百九十八ヘクタールの面積で活動に取り組まれました。耕作放棄地の発生防止や水路の管理などの基礎的な活動に取り組んだ協定数が四百六十四、集落戦略を作成する体制整備のための活動に取り組んだ協定数が四百十六、それから、その他前向きな取組に

取り組んだ協定数が延べ百五となっております。

特に、第五期対策につきましては、県も積極的に集落戦略の作成支援を行いました結果、令和五年度末で作成を完了した協定数が四百一十一となっております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ中山間地域の、特に生産条件が不利なところに補正措置をするということでございます。そういたしますと、この直接支払交付金の課題はどういうことがあるのですか、お尋ねします。

○江口農山村課長Ⅱ課題についてお答えいたします。

中山間地域におきましては、農業従事者の減少や高齢化による担い手不足が進む中、集落協定で定められました活動や取組の実施が困難となる集落が増加することが予想されますことから、それぞれの集落協定におきまして、引き続き本制度を積極的に活用し、農地の維持・保全、それから農業活動の継続が図られるよう、地域に合った活動体制づくりが必要と考えております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ先ほど言われましたように、やはり中山間地域においては、特に不利な生活条件のところですから、いろんな課題が出てくるかと思えます。

課題を検証した結果、今後、どのように取り組んでいかれるのかお尋ねします。

○江口農山村課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

現在の第五期対策におきまして、五年後、十年後の農地の在り方について集落で話し合い、集落戦略の作成を進めてきましたことから、今後は、作成された集落戦略を具体化させるための地域の将来像に沿った様々な取組を市町と連携して支援していきたいと考えております。

先ほど申し上げました課題への対応としては、地域の実情に応じた近隣集落

との作業の共同化や非農家の活動への参加、NPOとの連携など、地域内外の多様な人材や組織とつながることで農業生産活動が継続できる体制づくりを支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ特に中山間地域にはいろんな取組をしていただきたい。今言われましたようなことで中山間地域の活性化のために推進していただきたいと思っております。

次は、有害鳥獣被害対策関連事業についてお尋ねをいたします。

中山間地域では、イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害を軽減するために、農業者や地元猟友会などが田畑への侵入防止や捕獲などの対策に取り組まれています。しかしながら、農業者の高齢化や耕作放棄地の増加などから、地域においては、有害鳥獣対策にも苦慮されておるところであります。

そこで、県で実施されております有害鳥獣被害対策関連事業について伺います。

この予算につきましては二億三千四百二十四千円、決算額が二億八百五十三万六千円となっております。この有害鳥獣対策関連事業について令和五年度はどのように取り組まれたのかお尋ねいたします。

○山浦生産者支援課長Ⅱ有害鳥獣対策推進事業の令和五年度の取組についてお答えいたします。

本事業では、イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害を防止する対策技術の普及を図るため、集落ぐるみでイノシシの侵入状況を地図上に落とし込む地図化や、ワイヤーメッシュ柵の点検、補修といった被害対策に取り組む重点集落への伴走支援、また、市町やJAで初めて鳥獣対策を担当する職員を対象とした鳥獣担当新任者研修の開催、また、市街地に出没するイノシシやニホンザルの被害対策に関する研修会の開催などを行ったところでございます。

また、有害鳥獣の捕獲を推進するため、イノシシ等の有害鳥獣捕獲に対する報償金の交付ですとか、市町や地域の有害鳥獣対策協議会が捕獲や追い払いを狩猟者団体等に委託する際の経費の補助を実施しております。

令和五年度につきましては、二万一千百十頭のイノシシを捕獲したところでございます。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ今、取組の状況をお答えいただきました。取組については、イノシシ等有害鳥獣の捕獲に補助されているようではありますが、これをやっても農作物の被害はどんどん増えております。農家からも悲鳴が上がっております。

そういうことを含めて今後の課題についてお尋ねいたします。

○山浦生産者支援課長Ⅱ有害鳥獣対策推進の課題についてお答えさせていただきます。

イノシシの捕獲に当たっては、漫然とわなの数を増やせば単純に捕獲頭数が増えるというわけではなくて、逆にそういうことを繰り返すとイノシシが学習を重ねて捕獲しにくくなるという状況になります。

このため、農作物に被害を与えるイノシシの習性を十分理解し、確実に捕獲できる技術を習得した人材を増やしていくことが何より重要でありまして、そうした人材を育成することが課題となっております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ今言われましたように、人材を増やすというような課題の下に、今後、どういうふうな取組を行われるのかお尋ねします。

○山浦生産者支援課長Ⅱ課題を踏まえました今後の取組についてお答えさせていただきます。

県では、イノシシを確実に捕獲できる技術を現場で指導できる人材を育成するため、狩猟免許を取得している県職員ですとか市町職員等を対象とした捕獲

技術の研修に取り組んでおりまして、令和五年度までに技術を習得した市町職員五名、県職員十六名が現場での指導や捕獲に従事しておりまして、農家の方々からも高い評価を得ているところでございます。

また、多久市と小城市のモデル集落では、地域の中から捕獲の担い手の候補者を選定してもらいまして、捕獲技術に関する専門家の指導の下、農作物に被害を与えるイノシシを確実に捕獲できる技術を習得するための捕獲技術研修を令和五年度から実施しているところでございます。

今後、このような取組の成果を県内に波及させまして、効果的な捕獲対策の人材育成に努めてまいります。

以上でございます。

○酒井委員〓今言われました取組について積極的に頑張っていたかと思っております。

次に、有害鳥獣対策整備事業についてお尋ねいたします。

予算額が九千八百五十二万九千円、決算額が七千六百九十四万一千円となっております。この令和五年度の取組についてお伺いいたします。

○山浦生産者支援課長〓有害鳥獣対策整備事業の令和五年度の取組についてお答えいたします。

有害鳥獣対策整備事業では、イノシシ等の有害鳥獣が農地に侵入することを防止するため、ワイヤーメッシュ柵や電気柵の整備、イノシシ捕獲用の箱わな等の整備に対して支援を行ってきたところでございます。

令和五年度の具体的な事業実績としましては、ワイヤーメッシュ柵が五十四・一キロ、電気柵が二百十九台、箱わなとくくりわなが合わせて二百五基となっております。

以上でございます。

○酒井委員〓先ほど言われましたような取組をされたわけですが、その

中で課題はつきものですから、どういったふうな課題があったのかお尋ねします。

○山浦生産者支援課長〓有害鳥獣対策整備事業の課題についてお答えいたします。

本事業で整備を行っておりますワイヤーメッシュ柵については、地面と接する箇所隙間ができるなど、柵の強度が弱い箇所がありますと、イノシシが柵を鼻で持ち上げ、侵入されやすくなります。ワイヤーメッシュ柵などを整備された集落や地域の中には、柵を設置したことで安心してしまい、設置後の見回りや維持管理が適切に実施されなかったことによりまして、柵が破損し、イノシシの侵入に対処できていないという事例が散見されており、そういったことが課題となっております。

以上でございます。

○酒井委員〓先ほど言われましたような課題を検証しながら、今後どのように取り組んでいくのかお尋ねします。

○山浦生産者支援課長〓今後の取組についてお答えいたします。

ワイヤーメッシュ柵等による侵入防止対策においては、設置後の定期的な見回りによる補修や補強等の維持管理が極めて重要です。鳥獣担当新任者研修や重点集落への支援など、様々な機会を通じて集落の方々に柵の見回りの徹底について指導しているところでございます。

また、ワイヤーメッシュ柵の補強については、イノシシから侵入されやすい柵と地面の接する部分、いわゆる地際と呼ばれていますが、そうした部分の補強対策として、令和五年度から国庫事業において直管パイプなどの資材で、既存のワイヤーメッシュ柵を追加で補強できるよう制度が拡充されております。佐賀市や伊万里市などで既に実施されているところでございます。

今後も、市町やJAと連携しながら、ワイヤーメッシュ柵等の維持管理の徹底や補強対策にしっかりと取り組みまして、有害鳥獣による農作物被害が少し

でも軽減できるように努めてまいります。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ いろんな団体とか農家とか、いろんな方々と積極的にこの事業を進めていただきたいと思っております。

最後に、農林水産業費の不用額についてお尋ねいたします。

これまでの問いで令和五年度に実施された農林水産部の各事業について、その取組内容や課題、来年度に向けた取組方針などを伺ってまいりました。それらの事業を含めた農林水産部の予算、決算のうち、農林水産業費の執行状況を見てみますと、令和四年度の予算額は約三百四十五億七千万円、対する不用額が約二十三億一千万円、令和五年度の予算額は約三百五十三億二千万円、対する不用額は約三十二億五千万円となっております。令和五年度の不用額は令和四年度と比較いたしますと約九億三千万円、率にして約四〇%増加しております。

私のことを言うとおかしいですが、以前、首長をしておったものから、いろんな自治体のことが気になるわけですね。ただ担当課の不用額だけじゃなくて、三十億円もの不用額が出ておるものですから、これは大丈夫かと、そういうことが心配ですので質問いたします。

事業の見通しが立った段階で必要なくなった予算は、きちんと減額補正をしなくてもならないと財政課が困るわけですね。実際、財政課は金を直接扱わんわけですから、不用額が出たのか、出てないかは担当課しか分からないわけですよ。

それが分からないまま、財政課のほうは、また新年度の予算をつくるんですね。だから、今の段階で決算、不用額が出ます。予算は、県は知らんですけど、十月から十一月頃につくり出すと思います。その段階では皆さんたちはまだ不用額かどうか分からんで、例えば事業が終わって、そのままほっぽらかして残しているとか、それとか入札減ですね、入札をして減と分かっているなら、その

時点で減額補正に努めてもらわんと、これを見てびっくりしましたもん。三十億円の不用額が出るということは、これは財政課は予算をつくった後なんです、これが分かるのはね。そしたら財政課が金を銀行から借りる場合、三十億円の分も、また次の予算のために借りるわけです。だから、その利息を考えたら、無駄というか、そういうことは財政課の指導はなかったんでしうか。

その辺も含めて令和五年度の農林水産業費の不用額が発生した要因について農林水産部長に伺います。

○島内農林水産部長Ⅱ 農林水産事業費の不用額の要因についてお答えいたします。

令和五年度に不用額が発生した主な要因について二つ申し上げます。

まず一つ目といたしまして、佐賀県食肉センター再整備におきまして、豚処理施設の入札が不調となったことなどにより、再整備計画の一部見直しが生じ、設定しておりました継続費の減額が必要になったことから、約十五億円の不用額が発生しております。

二つ目といたしまして、園芸施設や機械等の導入を支援する「さが園芸88総合対策事業費補助」におきまして、年度後半に実施された国の経済対策におきまして、不採択となりましたものや入札減、事業の中止等により、二月補正で見込んでいた額以上に事業費が減額になったことが主な要因だというふうにご考えております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ 今言われた主な要因は、事業ができなかった、国の予算が不採択になったとか、こういうのはちよつとね。だから、この段階で早めに減額をさねなかつたんですか。まだ分からんもんね、最後ね。その時期があるけんですね。私が言いたいのは、不採択がどうのこうのじゃなくて、さつきも申しましたように、これは農林水産部だけの問題じゃないと思いますので、監査委員さ

んがおられますけど、この辺はどういうふうに考えられますか。

○荒木監査委員⇨御指摘の不用額の縮減につきましては、以前から監査委員からも意見を述べさせていたideしております。今年度は決算審査意見書の中でも述べておりますが、不用額の中には、先ほど委員がおっしゃったように、国の予算の影響でやむを得ないものもあるという認識はいたしております。ただ、御指摘のとおり、限られた財源を有効活用するという観点からは、予算編成、または執行管理を適切に行っていたideきたいと。その結果、不用額の縮減に努めていただければという考えでございます。

以上です。

○酒井委員⇨ありがとうございます。私も、これは農林水産部だけですけれども、平成三十年から流れを見てみたくです。平成三十年度が四億円、令和元年度が六億円、令和二年度が七億円、令和三年度も七億円、令和四年度が二十三億円、それから令和五年度が三十二億円だったものですから、これはちょっと前を見てみにかいかなということ調べてまして、平成三十年度から見えてきました。この辺が四億円からで、今現在は三十二億円、これはどういうふうな要因ですか。部長、お願いします。

○島内農林水産部長⇨先ほど、委員から農林水産部の平成三十年度以降の不用額について御質問がございましたが、不用額につきましては、その年々の状況、例えば先ほど来申し上げておりますとおり、国の事業の不採択ですとか、そういうもので年々、額が変わってくるのではないかというふうに承知しております。

以上です。

○古賀和浩委員⇨自由民主党の古賀和浩でございます。本日は、四問、質問を用意させていただいております。今回、令和五年度に施行実施された事業について質問をいたします。

まず、農地中間管理機構事業と地域計画について質問させていただきます。九月県議会に提出された令和五年度決算説明報告書・施策方針実施状況報告書を拝見したところ、農地中間管理機構事業の活用推進や、地域計画の策定に向けた支援事業を実施されております。

私は、令和五年度一般社団法人佐賀県農業会議の常設審議委員として会議に出席させていただき、令和五年四月に改正された農業経営基盤強化促進法で、その策定を進められている地域計画策定について、農地や農家を守るために話し合いを進めておりましたので、今回、質問することにしました。

現在、佐賀県農業の担い手となる基幹的農業従事者の数は、高齢化や人口減少などにより大幅に減少して、今後、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されております。

この課題の解決の一つとして、現在、市町では地域での話し合いによって目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画づくりに取り組まれています。また、農業経営基盤強化促進法の改正により、これまで農地の貸し借りは市町農業委員会での相対契約を中心に行われてきたのですが、令和七年四月以降は、この地域計画に基づいた農地中間管理事業による農地の貸し借りに一本化されます。

佐賀県では、佐賀県農業公社が、この農地中間管理機構事業に指定されていますが、佐賀県農業公社は佐賀県も出資しておりますので、まず、その農地中間管理機構事業について伺いたします。

まずお聞きしますのは、農地中間管理機構事業の実績についてでございます。実績のうちの概要についてでございます。農地中間管理機構が行う農地中間管理事業の概要はどういったものになるのでしょうか、伺いたします。

○佐伯農業経営課長⇨事業の概要についてお答えいたします。

農地中間管理事業は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づきまし

て、地域農業の担い手に農地の集積・集約をするための制度となっております。

その仕組みについてでございますが、(副委員長、委員長と交代)農地中間管理機構は、先ほど委員からも御説明がございましたが、佐賀県においては公益社団法人佐賀県農業公社が指定を受けておりますが、こちらが農業をリタイアする方や規模を縮小する農家、地権者の方から農地を一旦借り受けまして、その借り受けた農地を、規模拡大を図りたい農家へ貸し付ける、そういう仕組みとなっております。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員〓それでは、農地中間管理事業を活用した貸借の実績についてお伺いします。

本事業を活用した令和五年度の農地の貸借の実績はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

○佐伯農業経営課長〓事業を活用しました令和五年度の農地の貸借の実績についてお答えいたします。

令和五年度に事業を活用し、農業公社が借り受けた面積は六百二十七ヘクタールとなっております。その農地の出し手、いわゆる地権者の数ですが、千百九十四経営体となっております。一方、農業公社が借りたものを貸し付けた面積は六百四十ヘクタール、その農地の受け手、いわゆる担い手の農家の数は四百五十四経営体でございました。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員〓千百九十四経営体から四百五十四経営体に集約されたと、そういう実績なんです、分かりました。

農地管理機構事業の実績について、もう少し詳しくお伺いいたします。

農地中間管理機構の運営に補助する農地中間管理機構事業の令和五年度の実績はどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○佐伯農業経営課長〓農地中間管理機構事業の令和五年度の実績についてお答えいたします。

農地中間管理機構、佐賀県では農業公社になりますが、その運営を補助する農地中間管理機構事業の令和五年度の決算額は七千八十二万八千円となっております。うち国費が四千九百七十五万一千円、決算額のおおむね七割、県費が二千百七十七万七千円、決算額の約三割という実績になっております。

事業費の大半は、農地中間管理事業に係る農業公社の人件費が占めておりまして、そのほか市町、JAへの業務委託費や事業の執行や推進に必要な事務経費などとなっております。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員〓それでは、地域計画についてお伺いいたします。

国において、「人・農地プラン」が農業経営基盤強化促進法の法改正に伴い、地域計画が策定され、地域計画で描いた目標地図の実現のために農地の受け手を幅広く確保し、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約を図ることが、非常に重要になってくるとされております。

佐賀県におきましても、十年後の農地の利活用や活用される農地の担い手について、集落等で話し合い、令和七年三月末までに策定されることとなっております。令和七年三月末までだから、あと四カ月ぐらいですね、もう少しでございます。今後は地域計画に基づき農地の貸借が行われることになるため、その策定は重要なものと考えております。

そこで、地域計画策定推進緊急対策事業についてお伺いします。
まず、事業の概要について伺います。

令和五年度に実施した地域計画策定推進緊急対策事業の概要はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

○佐伯農業経営課長〓地域計画策定推進緊急対策事業の概要についてお答えい

たします。

この事業につきましては、地域計画の策定を進めることを目的に、市町の地域計画策定に向けた取組に対して補助するといった内容と、県の取組といたしまして、市町や関係機関向けの説明会や研修会を開催する、そういった内容となっております。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員Ⅱそれでは、事業の実績についてお伺いします。

本事業の令和五年度の実績はどのようになっていいるのでしょうか、お伺いします。

○佐伯農業経営課長Ⅱ令和五年度の実績についてお答えいたします。

当該事業の令和五年度の決算額は七百八十七万三千円となっております。

まず、市町への取組への支援といたしましては、八つの市町がこの事業に取り組んでおりまして、地域計画の策定に向けた協議の実施や目標地図の素案作成、アンケート調査の実施などに活用されているところでございます。

また、県の取組といたしまして、市町や関係機関の職員の方々が抱える、例えば地域計画の話し合いの進め方が分からないですとか、策定において押さえておかなければならないポイントが何なのかと、そういった不安を解消するための研修会などを開催してきたところでございます。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員Ⅱ七百八十七万三千円ということで実績が上がっておりますが、この地域計画を策定するに当たって、私もいろいろな方から御意見とかお話を聞いてまいりました。農業関係者からのお話なんです、御紹介させていただきます。

地域計画の策定に当たっての協議や取りまとめが生産組合長に依頼されていますが、入り作や出作のことも考えなければいけない中で、他の集落や農家の

状況は分からないし、生産組合長で取りまとめるには内容が難しく、煩雑過ぎるのではないのでしょうか。また、この計画を策定して将来どのように活用していくのか示してほしい。最近の生の声でございます。これは農家の若手の会の御意見でございました。

また、策定が滞っているのではないかとというお話も聞いてまいりました。令和七年三月末ですから急がなきゃいけないかもしれませんが、滞っているという話も聞いております。

そこで、地域計画策定の進捗状況についてお伺いいたします。

地域計画策定の進捗はどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○佐伯農業経営課長Ⅱ地域計画策定の進捗状況についてお答えいたします。

現在、全ての市町におきまして、地域計画の策定に取り組まれております。

県内全体で三百八十一の地域で策定が予定されているところでございます。

地域計画の策定手順を大きく四つの段階に区分して、先ほど言いました三百八十一地域の令和六年九月末現在における進捗状況を申し上げます。

まず、第一段階です。農業者へのアンケート等による農地の利用の意向把握をしている地域が三百七十四地域、全体の九八%ということで、ほぼ全ての地域で意向把握、第一段階は終えているという状況になります。

次に、先ほどの第一段階から進みまして、アンケート結果などに基づきまして、目標地図の素案を作成、農業者等による地域での話し合いが進んでいる地域が三百一地域、全体の七九%となっております。全体の約八割が地域での協議に進んでいる状況ということになっております。

さらに、第二段階から進みまして第三段階といたしまして、先ほどの協議の結果を取りまとめて、いわゆる地域計画の案を作成している地域が六十一地域、全体の一六%という状況。

そして、第四段階、地域計画を策定し、公告まで終了した地域が三地域とな

っております。

先ほど言いましたように、特に市町によっても進捗に差がある状況でございます。第一段階が終わっていないというところが数カ所ございますけれども、それについても市町においては計画的に話し合いの場を現在設けられておりますので、今、把握している状況では、全地域において令和七年三月までには策定される見込みというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員Ⅱ第四段階のうち第三段階まできたらぐくと下がりますね。やっぱり地域、地域で事情が違うというのが、この進捗状況でも分かると思います。ただ、策定ありきというか、策定を進めなきゃいけないというのはあるんですけど、そこを中間管理機構が、今後農家、農地に寄り添いながら運営できるかどうか今後の鍵となるはずでございます。その策定の進捗を県がきちんと管理しながら、また、農地、農家の状況に寄り添いながら進めていただきたい、そのように思っております。

それでは、農地中間管理機構の今後の運営について伺います。

今後、農地の貸し借りをする際に農地中間管理機構が入ります。今までは農家同士のやり取りとしていたところ、急にこの業務量が増えるのではないかと思っております。

そこで、地域計画策定後に増加する業務量の見込みについて伺います。

地域計画策定後の農地中間管理機構の業務量は、どのくらい増加すると見込まれるのでしょうか、お伺いします。

○佐伯農業経営課長Ⅱ業務量の増加見込みについてお答えいたします。

令和七年四月以降、農地の貸借については、これまでの地権者と工作者との相對契約が廃止されまして、農地中間管理事業による貸借に一本化されます。これに伴いまして農地の貸借に関する業務が農地中間管理機構へ移行するため、

契約更新のタイミングで順次取り扱い面積が増加し、契約や賃料の受け払いに係る業務の増加が見込まれております。

農業公社の推計ですが、こういったことから数年後には業務量が現在の三から四倍に増加するとされております。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員Ⅱ数年後ですが、更新のタイミングでということと急にどんとは増えないかもしれませんが、いずれにしろ、一年が終わって来年どうしようかというふうに考えられる方が多いと思いますので、ぼつぼつじゃなくて、来年どうしようかというところの節目、節目、例えば収穫が終わって来年、この土地をどうしようかというときに、やっぱりそのときはどんと来ると思うんですよ。そういう時期も踏まえて、このあたりは業務量の見込みをちゃんと考えて、それぞれの農業委員会に聞き取りをして、早め、早めの体制づくりをしとってもらわなくちゃいけないと思っております。

私が、この地域計画を質問しようと思った理由がもう一つあります。令和五年度の包括外部監査の結果報告書を拝見しました。その中で農地中間管理機構の運営を見ますと、国や県からの補助金で賄っておられて、補助金が全国で一律一部カットになるなど、補助金額自体も厳しい状況にあり、自主的な財源確保を検討する必要があるのではないかと監査で報告されておりました。

このような背景の下でありますので、中間管理機構では、自主的な財源確保として令和七年四月から一%の手数料を徴収すると聞いております。手数料を徴収するのは、実は九州では初めてとなります。今後の事務量の増加を考慮して手数料を徴収するということが判断されたのではないかと思います。この手数料を取られるのが九州で初めてということで大変なことだと思っております。安定的な運営に向けた今後の県の対応についてお伺いをいたします。

手数料の徴収を開始するということですが、佐賀県でも農地中間管理機構の

安定的な運営に向けて対応していくと思いますが、どのように対応していくのでしょうか、お伺いします。

○佐伯農業経営課長 農地中間管理機構の安定的な運営に向けた県の対応についてお答えいたします。

最初にも御答弁申し上げましたが、農地中間管理事業は法律に基づく国の事業となっております。このため、今回の事務量の増加見込みに対しましては、まずは国において十分な予算を確保していただきたいと考えております。

このため、今年五月の政策提案など、これまでも機会あるごとに国に対し、予算の確保を要望してきたところでございまして、今後も積極的に働きかけていきたいと考えております。

また、中間管理事業を円滑に進めるためには、地域の農業者のこと、農地に詳しい市町や農業委員会の役割は非常に大きいと考えております。そういったことから、市町などに対しましても、事業への協力要請をしまいたところでございます。

今後も、農業公社と市町、農業委員会とで事業の円滑な体制が構築されるよう働きかけていきたいと考えております。あわせて、農業公社自らにおいても、事務手続の一層の簡素化や効率化を進めることができるよう、県も一緒になって検討しながら、事業量や経費の削減にも取り組んでいきたいと考えております。

今後、農業従事者が減少していく中、農地中間管理事業を担う機構、佐賀県では農業公社になりますが、その役割はますます重要となります。将来にわたって安定的に運営されるよう、財源の確保や協力体制の構築など、様々な面におきまして県として必要な対策を取ってまいります。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員 国に対しまして要望を、要望どころか、国からやれと言

われているんですから、国にそのあたりはきちんと責任を取ってほしい、私はもうそのくらい思っております。

そもそも、農地を守る、農家を守る、これが目的でございます。農地中間管理事業を推し進めることで、逆に農家を苦しめ、耕作放棄地が増えては絶対いけません。国が始めたことであるんですから、国に対して全国統一の画一的な支援ではなく、その県、その地域、その農家に寄り添った柔軟な対応ができるように強力で訴えていただきたい。今後、手数料の問題も含めて佐賀県には農家のために汗をかいてもらいたい、このことを十分にお願いを申し上げて次の質問に移ります。

それでは問二、「多様な森林・緑づくり」についてです。

佐賀県では、令和五年に策定した「佐賀県施策方針二〇二三」において、佐賀の目指す八つの未来の姿のうち、「守ろう！』先どる危機管理 安全・安心のまち」において、森、川、海とつながる豊かな自然環境の中で県民が安心して暮らすことを目指して、「多様な森林・緑づくり」に取り組まれています。

佐賀県の森林面積は十一万ヘクタールで、そのうち人の手で植林した杉やひのきの人工林は七万四千ヘクタールと先ほども紹介されておりました。

こうした森林が持つ多面的機能を十分に発揮させるためには、間伐等の森林整備や広葉樹の植栽などを計画的に推進していくことが重要であります。しかし、近年、気候変動を伴う豪雨などの影響により、各地で山地災害が多発しており、これまで以上にこれらの事業を着実に実施していく必要があると考えております。

そんな中、令和五年は豪雨災害が発生しました。唐津市で大きな災害が発生し、佐賀県内の山間部には大小の崖崩れなどの土砂災害が発生した上に、河川、港湾など様々な場所に被害が発生しました。よって、令和五年度には、まずは国、県、市町ともに災害復旧事業に取りかからねばなりません。今回は

山間部の土砂災害に絞ってお尋ねしたいと思います。

令和五年七月災害豪雨についてでございます。

令和五年七月豪雨の被害及び復旧状況について伺います。

令和五年七月豪雨では、県内においても土石流や山崩れなどにより尊い命が失われるなど、甚大な被害が発生したところですが、林地、林道における被害及び復旧状況はどのようになっていのでしょうか、お伺いいたします。

○武田森林整備課長 令和五年七月豪雨の被害及び復旧状況についてお答えいたします。

まず、林地関係では、土石流などによる被害箇所が百四十四カ所で、被害額は約十三億五千万円となっております。県や市町では、被害箇所のうちの三十七カ所を十一億六千八百万円の事業費で復旧することとしております。令和五年度は、二十九カ所で復旧工事に着手しております。決算額は四千三百万円となっております。なお、令和五年度は工事着手のみで完了箇所はなく、全て翌年度に繰り越しているところでございます。

次に、林道関係では、のり面崩壊などの被害箇所が千二百九十八カ所で、被害額は約二十二億七千万円となっております。県や市町では、被害箇所のうち八十五カ所を七億一千七百万円の事業費で復旧することとしております。令和五年度は、一カ所の復旧工事に着手しております。決算額は三千六百万円となっておりまして。なお、林地被害と同様に令和五年度は完了箇所はなく、全て翌年度に繰り越しているところでございます。

以上、お答えします。

○古賀和浩委員 令和五年度の被害復旧状況は、今のようになり十一億円のところ、四億円程度を使ってやったということで確認しました。

今後、令和五年度の分は今言われたんですが、今後の予定を確認したいと思えます。

今後の対応についてお伺いいたします。

県民の命や豊かな暮らしを守るためには早期の復旧が必要と考えておりますが、今後どのように対応していくのでしょうかお伺いいたします。

○武田森林整備課長 令和五年七月豪雨による被害の今後の対応についてお答えいたします。

先ほど述べましたとおり、令和五年七月豪雨の復旧工事につきましては、全て翌年度の令和六年度に繰り越したところでございます。鋭意、早期復旧に努めているところでございます。

こうした中、まず林地被害につきましては、三十七カ所のうち二十カ所が令和六年十月末までに工事が完了しております。残りの十七カ所につきましても、令和六年度末までに完了する見込みとなっております。

また、林道被害におきましては、八十五カ所のうち二十八カ所が令和六年十月末までに工事が完了しております。残りの五十七カ所のうち五十三カ所で工事に着手しているところでございます。

林道災害復旧は、原則として被災年を含め三年以内に完了させることとなっております。事業主体である県や市町が順次工事を発注しまして、遅くとも令和七年度末までに完了させることとしております。

以上、お答えします。

○古賀和浩委員 三カ年以内ということですが、決まりはそうかもしれませんが、やっぱり暮らされている方とか事業を営まれている方は、一日でも早いほうがいいと思うんですよ。とにかく令和七年度末と言わず、令和七年早々に終わらせるつもりでやっていただきたい。被害を受けられた方の気持ちになつて、とにかく一日も早く復旧をして元のとおりにしていただきたいと思っております。

次に、荒廃森林の対策についてお伺いします。

私自身、毎年六月ぐらいに行われる私の地元の基山町の防災パトロールに参加しております。そのときに危険個所を確認したり、また、大雨のとき、令和五年七月の災害の後にも自主的に近隣の山をパトロールしているところを見て回っております。手入れが行き届かず、竹林が侵入したり、暗く混み合った山などを目にすると、森林がこれ以上荒廃すると大きな災害につながるのではないかと懸念しております。

基山町は、ボランティアの方々や生産森林組合の方、また、林業研究会の方などいろいろな方が間伐などの森林整備、伐採や草刈り、草刈りには私も参加しておりますが、草刈りなどを行ってもらっていますが、なかなか荒廃するスピードには追いついておりません。また、個人所有の森林が多く、難しい部分も多いのが現状でございますので、やはり自治体が計画的に対策を打っていかなければならぬと思っております。

山は、緑を育み守るということだけでなく、災害にも強い山にしていくことが重要だと考えております。災害に強い山づくりを進めるために、手入れが行き届いていない森林の整備が必要だと考えますが、どのように取り組んだのでしょうか、よろしく願います。

○武田森林整備課長 Ⅱ 荒廃森林対策の令和五年度の取組状況についてお答えいたします。

県では、平成二十三年度に航空レーザー測量によりまして、県全域の森林における立木の本数、太さ、高さ、それから地形などを調査しまして、手入れが行き届いていない森林の所在を把握したところでございます。その成果を基に佐賀県森林環境税などを活用しまして、間伐などの森林整備を行ってきたところでございます。

具体的な取組を三つ申し上げますと、一つ目は、環境保全の観点から特に重要な河川の集水域等における荒廃森林におきまして、県が所有者に代わって間

伐を行う「さかの森林採光事業」によりまして、四市町で五カ所、約百五十一ヘクタールを実施しております。決算額は一億三千六十万五千円となっております。

二つ目は、住民にとって公益上重要な森林を対象に、市町が行う間伐や広葉樹植栽などに対しまして、「ふるさとの森林づくり事業」により支援しまして、五市町で六カ所、約二十五ヘクタールを実施しまして、決算額は二千五百四十五万二千元となっております。

三つ目は、荒廃した杉などの人工林や荒廃竹林等を郷土樹種の広葉樹に転換する「さが四季彩の森林づくり整備事業」によりまして、十二市町で十四カ所、約六十ヘクタールを実施しまして、決算額は六千六百二十二万二千元となっております。

その結果、令和五年度は、約二百三十六ヘクタールの荒廃森林の解消が図られたところでございます。

以上、お答えします。

○古賀和浩委員 Ⅱ 令和五年度で二百三十六ヘクタール、まだまだですね。しっかりと継続でよろしく願います。

次に、林道の整備状況について伺います。

森林整備には必ず必要な林道でございます。林道の整備状況について伺います。

荒廃森林への移行を防ぐためには、森林整備の基盤となる林道などの路網整備が必要だと考えておりますが、その整備状況はどのようになっているのでしょうか、伺います。

○武田森林整備課長 Ⅱ 本県の林道の整備状況についてお答えします。

令和五年度は、国庫補助事業を活用した森林環境保全整備事業などによりまして、県が三市一町において、六路線、二千八百九十メートル、市町が二市に

において、二路線、八十三メートルを新たに整備し、決算額は六億九千九百三十三万円となっております。

その結果、本県の林道は、令和五年度末時点で五百三十路線、総延長一千六百八十八キロメートルになったところでございます。

以上、お答えします。

○古賀和浩委員〓この林道整備は、これから森林を整備するために重要なものでございますので、まだできていないところ、また、これから森林整備をしなきゃいけないところについては、林道も含めて考えていただきたいと思います。

最後に、今後の取組について伺います。

「多様な森林・緑づくり」を推進するため、今後、県ではどのように取り組んでいくのでしょうか、お伺いいたします。

○武田森林整備課長〓「多様な森林・緑づくり」を推進するための今後の取組につきましてお答えいたします。

「多様な森林・緑づくり」を推進していくためには、引き続き間伐や林道整備、治山対策を計画的に実施するとともに、ボランティアなどによる森林づくり活動を一層推進することが必要と考えております。また、県民の皆様にも山を大切に、そして、森、川、海の豊かな自然のつながりを人が守り、未来につないでいくという機運をさらに盛り上げ、森林の保全につなげていただければ、一層の普及啓発が必要と考えているところでございます。

このため、間伐につきましては、これまでの取組に加え、令和六年度から二カ年をかけまして県下全域の森林を対象に、二回目の航空レーザー測量を実施しまして、県内の手入れが行き届いていない森林の状況を改めて把握した上で、間伐などの森林整備を実施することとしております。

また、ボランティアなどによる森林づくり活動につきましては、若い世代が

「森川海人プロジェクト」の取組を知って自主的に関わっていただくことで活動の輪が広がり、次の世代へつなげていくことが期待されますことから、高校生の部活動や大学のサークルなどが行う森、川、海に関する調査研究に対する支援と、その成果発表会の開催などにも新たに取組むこととしております。

今後、間伐等の森林整備や林道の整備、治山対策などのハード対策と、「森川海人プロジェクト」などのソフト対策を効果的に組み合わせながら、「多様な森林・緑づくり」にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○古賀和浩委員〓今年度二回目のレーザー調査をしてもらいました。私は、先ほど、森の中に結構入って行きますと言ったんですけど、毎年行ってますから、毎年変わってるんですね。雨が降ったりして山の状況は毎年違います。木の成長も早く、整備しないと荒廃するスピードがどんどん上がって、毎年調査しながらやっていくというような形がやっぱりいいかなというふうに思っております。

森林は私たちを守ってくれております。また、森林から私たちはたくさん恩恵を受けております。しかし、きちんと整備しないと、逆に自然の驚異となってしまう。そのことを佐賀県民が理解し、佐賀県が森林整備を進めていくことを祈念しまして、次の質問に移りたいと思います。

問三、中小・小規模事業者の事業承継支援についてでございます。

県内の中小・小規模事業者数は、現在、二万二千三百八十三者で、県全体の九九・九%、従業員数は十八万二千八百九十一名で、県全体の八八・九%を占め、県内の経済や雇用を担う重要な存在であります。

一方、県内の中小・小規模事業者の皆様とお話をしてみますと、経営者の高齢化や後継者の不在に直面している事業者が本当に多いと感じます。しかし、

その中小・小規模事業者は、その地域になくてはならない事業者であり、その地域の生活の基盤となっていて、いわゆるふだん使いの事業となっております。また、そのような中小・小規模事業者は、大きな事業者には簡単に模倣できないような優れた技術やノウハウを持っていらつしやいます。私は、いつも地元の商工会、特に青年部の皆さんと話をするとき、「あなた方は地域の宝です」と言っております。まさに彼らが地域を守ってくれていると思っております。

そんな中、先頃、私が住んでいる町内には四軒のお魚屋さんがあるんですけど、一軒が経営者の突然の体調不良をきっかけに、後継者がおられず、もうお店が閉まったままになっております。

人口が減少する中、中小・小規模事業者が所有する技術やノウハウ等の貴重な経営資源を守り、雇用を確保するためにも、円滑な事業承継は地域社会にとって必要不可欠な課題であります。

そこで、次の点について伺います。

県内の中小・小規模事業者の現状についてです。

佐賀県内の中小・小規模事業者の現状といっても、その業種や地域性、また規模など、その事業ごとにかなり事情が違います。

また、私は、地元の業者さんと話すことが多くございますけど、その事業者さんが、将来どうしたいかとか、そういう事業承継に関わるようなことは一事業者、一事業者違いますし、さつき言いました魚屋さんのように突然どうなるか分からない、刻々と状況は変わっているようなものがございます。

現状把握はかなり難しい状況の中で、県内の中小・小規模事業者の事業承継の現状について、県はどのように認識しているのでしょうか、お伺いいたします。

○水町産業政策課長Ⅱ県内中小・小規模事業者の事業承継の現状についてお答えいたします。

経営者の高齢化が進んでいる中で、事業承継の促進は喫緊の課題となっております。民間調査会社の調査によりますと、本県の経営者の平均年齢は六十・五歳で、これは全国平均と同じでございます。また、休廃業・解散は、毎年三万件程度の発生が続いております。

また、平成三十年から令和二年度までの三年間に県内事業者約一万社に実施いたしました事業承継診断によりますと、後継者が決定しているのは、わずか三分の一、約四割で後継者が不在という状況でございます。このように、県内には事業承継を検討することが必要だと思われる事業者が多く存在しております。

後継者が不在という事業者を業種別で見ますと、生活関連サービス業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業などで高い割合となっております。

また、地域別では、県を五つの圏域で分けてみますと、比較的県南部に後継者が不在の割合が高いという状況でございます。

以上でございます。

○古賀和浩委員Ⅱ細かく把握していただいていると思います。事業承継の支援の取組についてお伺いします。

事業を引き継ぐことは、いわば自分の事業のことや事業の中の個人情報を中心に教えるようなことでもあるので、なかなか対応が難しいのではないかと思います。また、一口に事業承継といいますが、親族内承継、従業員承継、M&Aと様々な形があります。佐賀県が認識した事業者に対し、どのように接し、どのように取組を進めていらつしやるのでしょうか。

そこでも、県による取組についてお伺いいたします。

県は、中小・小規模事業者の事業承継支援についてどのように取り組んできたのでしょうか、お伺いします。

○水町産業政策課長Ⅱ県による取組についてお答えいたします。

事業承継に至るまでには、事業者それぞれが抱える様々な経営課題を解決していく必要がございます。そのため、多くの支援機関と連携いたしまして、課題や事業承継の進捗度に応じた支援に取り組んでおります。

平成三十年年度から、市町や商工団体、金融機関、税理士などの士業団体などを含めました県内七十三の支援機関を構成員とします佐賀県事業承継ネットワークを設立し、事業者の具体的な課題に対し、関係機関それぞれの強みを生かした支援を実施しております。

その一環といたしまして、平成三十年年度から、県が主導して、商工会議所及び商工会に事業承継支援員を配置いたしましたして、積極的な企業訪問を行いまして、三年間で県内約一万社の事業承継診断を実施いたしました。

令和元年度からは、事業承継計画や知的資産経営報告書を作成した中小企業者に対しまして、事業承継を前提とした設備投資や新商品の開発に対しまして補助を行っております。

さらに、令和五年度からは、第三者承継の成立をより推進するために、譲り渡し、譲り受けの両事業者に対します奨励金を創設いたしました。

このほか、県内における事業承継の機運を高めるための取組といたしまして、身近な事業承継の事例を取り上げる動画やリーフレットの作成などを行っております。

以上でございます。

○古賀和浩委員〓それでは、国による取組について伺いいたします。

国は、中小・小規模事業者の事業承継支援についてどのように取り組んできたのでしょうか、お伺いします。

○水町産業政策課長〓国による取組についてお答えいたします。

国においては、中小企業の事業承継に関する公的相談窓口として、四十七都道府県に事業承継・引継ぎ支援センターを設置されております。第三者承継の

マッチング支援をはじめ、承継までの様々な課題を解決するために相談を受けたり、専門家を派遣されるなどの取組を進められています。

センターへの第三者承継の相談数は、平成二十七年度の設立以降、毎年度増加しております。令和五年度は三百十六件、令和六年三月末までの累計で千四百八十三件の相談がございました。

また、事業承継の成立も毎年度増加しております。令和五年度は四十一件、令和六年三月末までの累計で百九十五件の第三者承継が成立しています。

こうした実績や、事業承継支援員や商工団体からの案件紹介が多いこと、県内の支援機関の協力・連携体制がしっかりと整備されていることなどから、中小企業基盤整備機構の評価報告書におきまして、全国で唯一、六年連続で最上位の評価を受けているところでございます。

以上でございます。

○古賀和浩委員〓次に、事業の実績について伺います。

人口減少が進み、事業者の高齢化もどんどん進んでいます。佐賀県の中小・小規模事業者は二万ですすよね。先ほど、国の調査では令和六年度末までの累計で百九十五と言われました。事業者自体は二万件もあります。令和五年度の事業承継支援に関わる事業の実績はどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○水町産業政策課長〓事業の令和五年度の実績についてお答えいたします。

商工会議所及び商工会連合会に事業承継支援員を設置します事業承継支援員設置事業の決算額は千九百八十三万円でございます。令和五年度は四千三百八十件の企業への訪問や窓口支援を実施いたしました。

また、事業承継を前提とした設備投資や新商品の開発を支援します事業承継円滑化支援事業費補助金では、令和五年度は十八社を支援し、決算額は千五百三十六万七千円でございます。

次に、第三者承継が成立した場合に、譲り渡し、譲り受けの両事業者に五十

万円の奨励金を交付します事業引継ぎ奨励金では、令和五年度は七十四事業者、これは譲り渡し、譲り受けの合計でございます。こちらの七十四事業者に交付いたしましたして、決算額は三千二百五十八万一千円でございます。

以上でございます。

○古賀和浩委員 大変な数の事業者を訪問してもらって、でも、引継ぎ支援が七十四事業者、やはり母数が大きいので、なかなか大変だとは思っていますけど、一つ一つやっていただきたい、この事業承継の問題は本当に深刻でございますので。

それでは最後に、事業の成果等について伺います。

令和五年度決算の「佐賀の事業をつなぐプロジェクト」を見てみますと、予算が約九千六百万円に対して約六千万円の結果となっております。また、今後の取組方針が事業の個々に応じた支援が行われるよう、商工団体や金融機関などの支援機関と連携しながら、中小・小規模事業者の持続的発展に向けた支援に取り組んでいくとされています。

今後の事業承継の支援は、やはり個々の対応が重要だと考えております。商工団体と連携を密にして、本当に困っているところや地域として残さねばならない事業者に、佐賀県としてさらにプッシュ型の支援が必要だと考えております。よって伺います。

事業承継支援に関わる事業の成果や課題はどうなっているのでしょうか。また、今後どのように取り組んでいくのでしょうか、お伺いいたします。

○水町産業政策課長 事業承継の成果などについてお答えいたします。

事業承継支援員は、令和三年度からは、経営者の高齢化や高い技術があること、令和二年度、三年度に県で実施いたしました「後世に残したい店」に選ばれるなど、優先度が高い企業への個社支援に力を入れて取り組んでおります。

令和五年度は、事業承継診断七百八十二件、事業承継計画作成支援百十七件、

事業承継・引継ぎ支援センターへの取り次ぎ七十五件などの取組を行いまして、事業承継を検討されている各事業者への個社支援や関係機関との調整などに取組みました。

また、事業承継円滑化支援事業費補助金につきましては、例えば製造業ではオンライン商談とデジタル化による新たな顧客獲得及び経営基盤の強化、小売業では、自店の強みを生かした新規テイクアウト専門店展開事業の取組など、事業承継に向けた取組を後押しいたしました。

事業引継ぎ奨励金では、合計三十八件の事業引継ぎの成約がございまして、七十四事業者に奨励金を支給いたしました。業種別では、飲食業、卸売業・小売業、建設業などが多くなっております。

事業承継・引継ぎ支援センターからは、支援があることで相談の中で前向きに考える事業者が増えている。売手・買手のどちらにとっても金銭的な支援は大きいなど、事業者にとって奨励金が事業承継の後押しとなっているとの声がございました。

また、事業承継を検討する事業者の掘り起こしのため、県内の身近な事業承継の事例を取り上げ紹介する動画やリーフレットの作成や配布、県民だよりでの事業承継の特集記事の掲載などによりまして、広く事業・承継引継ぎ支援センターの存在や取組をお知らせしたところでございます。

これらの取組や各支援機関との連携によりまして、第三者承継の事例も増えてきております。元店主の高齢化により閉店することとなった中華料理店を幼少期から通っていた方が引き継いだ例、大阪の和菓子店で働いていた方が旦那として佐賀に戻り、和菓子の店舗を引き継いだ例なども出てきております。各支援機関の連携や様々な課題に応じた支援によりまして、支援体制そのものは一定機能していると認識しております。

一方で、事業引継ぎ奨励金の対象となる成約件数が三十八組にとどまってい

るなど、事業承継を自分ごととして考え、具体的な検討やアクションに至っていない事業者が多くいることが課題と認識しております。

委員からも御指摘いただきましたとおり、県内企業のほとんどは中小・小規模事業者で、県内事業者や地域を支えている重要な存在でございます。こうした方々が一度廃業されますと、それまで築き上げられてきた経営資産や、培われてきた技術・技能、さらには地域の活気が失われ、それを取り戻すことは容易ではございません。

このような状況を回避するためには、まず、経営者に後継者問題を自分のこととして認識していただき、できるだけ早い時期から後継者を見つけることを意識してもらうことが重要になります。

多くの事業者にとって一番身近な存在は商工団体でございます。本県は、その商工団体に事業承継に特化した支援員を配置しています。これにより商工団体においては、事業者からの事業承継の相談や訪問対応などにきめ細やかに対応いただいております。事業者お一人お一人の状況に応じ、各支援機関が連携して対応いただいていることは、本県の強みでございます。

今後も、事業承継・引継ぎ支援センターをはじめ、商工団体、金融機関、士業の方々など、各支援機関と連携しながら、対象事業者の掘り起こしや各事業者の状況に応じた支援を全力で実施してまいります。

以上でございます。

○古賀和浩委員 Ⅱ 全力で頑張っていたいただきたいと思えます。地域の宝である事業者さんを守りきれなければ地域は守れません。地域を守りきれなければ佐賀県は守れない。そこに直結している問題として、今後も支援事業に力を入れていただきたいと思えます。

問四、高校生の県内就職促進についてです。

佐賀県では、高校生の県内就職率六五%以上を目指す「プロジェクト65+」

として様々な取組をされています。この結果、県内就職率は、四年連続で六五%を超え、平成三十年度から令和四年度までの県内就職率の伸び率は全国一位となり、一定の成果を上げているとされています。

一方、高等教育機関問題対策等特別委員会でも三重県に視察しましたが、高校生の県内就職率は八割を超えていると聞いております。単に数字を比較するのはいけません。六五%を超えたからといって喜んでいてはいけません。人口減少時代に働いてくれる若者がまだ三五%も県外に出て行っている事実を認識しなければいけません。

ただし、例えば私が住んでいる佐賀県東部では、自宅に住みながら県外へ就職して通勤をしたらっしゃる方も多く、県内就職率を人口減少の一因として扱うのは難しいと思います。逆に県内全体の就職率の数字を地域状況を鑑みずと比較するのも無理があると思っております。よって、高卒の県内就職率だけではなく、県内企業からのどのくらい高卒の求人があり、それに対して何人就職したかを確認したいと思っております。

そこで、次の点についてお伺いします。

高校生の県内就職状況の推移についてでございます。

午前中の池田委員からの質問でもありましたように、佐賀県内の有効求人倍率は高水準が続いておりますが、高卒の求人数も増えておると聞いております。県内就職については、県内の企業が欲している人材をどれくらい送り込んでいくかが重要だと思えます。

よって、直近三年の高校生の就職者数、県内就職者数、県内就職率の推移と全国での位置、また、県内企業からの高卒求人数はどのような状況だったのでしょうか、お伺いいたします。

○野崎産業人材課長 Ⅱ 高校生の県内就職状況の推移についてお答えいたします。

文部科学省の学校基本調査及び佐賀労働局の公表資料によりますと、令和四

年三月卒の就職者数は二千百十八名、そのうち県内就職者数は千四百六名で、県内就職率は六六・四％です。令和五年三月卒の就職者数は千九百九十七名、そのうち県内就職者数は千三百十四名、県内就職率は六五・八％です。令和六年三月、こちらは県の調査による速報値になります。就職者数は千八百八十一名、そのうち県内就職者数は千二百六十名、県内就職率は六七・〇％となっております。また、県内企業からの高卒求人の数でございますが、令和四年が三千七百十二名、令和五年が四千二百五十一名、令和六年が四千五百八十六名となっております。

このように県内就職率は上昇傾向ではございますが、ここ数年は横ばい状態となっておりまして、令和五年三月卒の県内就職率の全国順位は四十三位と、全国的にみますと、まだまだ低い水準となっております。

また、その一方で県内企業からの高卒求人につきましては、三千七百人、四千二百人、四千五百人と数百人単位で年々増え続けておりまして、人材獲得競争がますます厳しさを増している状況であると把握しております。

以上でございます。

○古賀和浩委員〓ここ数年、求人数が増えておって、高卒の子供たちは少しずつ減って、さらに県内就職は少しずつ減っているというような状況で、それでも四十三位と。なかなかやっぱり厳しい状況であるということとは間違いないですね。

次に、高校生の県内就職促進の取組について伺います。

佐賀県の高卒の県内就職促進の取組で確実に県内就職率は上がってきておりますが、これまで高校生の県内就職促進のためにどのような取組を行ってきたのでしょうか、お伺いいたします。

○野崎産業人材課長〓高校生の県内就職促進のこれまでの取組についてお答えいたします。

具体的な取組といたしましては、高校生が進路について考え始めるのは高校二年生の十二月頃と言われております。そこに合わせて合同企業説明会を開催するとともに、高校生の進路決定に大きな影響力を持つ保護者を対象とした合同企業説明会、こちらは高校三年生の六月のタイミングで開催しております。

また、全ての専門学科高校と総合学科高校、また、普通学科高校のうち二校及び学校教育課に支援員を計二十三名配置いたしまして、県内事業所訪問による情報収集や求人開拓、教員、生徒、保護者への情報提供を行うなど、きめ細やかな就職支援を実施しております。

知事部局、教育委員会事務局の関係各課が連携しながら、高校生、保護者、教員に県内企業のすばらしさを知ってもらうことで県内就職率の向上を目指してこれまで取り組んできております。

以上でございます。

○古賀和浩委員〓私は、実は民間で三十年間働いておりまして、そういう経験があつて、特に若い頃、私の部署で社員の求人の担当もしておりました。高校生の求人のために高校を回って進路指導の先生のところに行つて、高校生をよろしく願いますと言いに回つておりました。

そのときも感じてたんですけど、高校生の仕事に対するニーズと実際に働く場所とのマッチングが大切で、難しいということは理解しているつもりでございます。高校生の仕事に対するニーズをしっかりとつかんだ取組をお願いしたいと思っております。

次に、「プロジェクト65+」の数値目標について伺います。

先ほど、数字の捉え方の話をしましたが、「プロジェクト65+」の目標の数値についてお伺いします。

高校生の県内就職率は、最近横ばいで、全国的には低い水準にとどまっております、もっと高い数値目標を設定するべきではないでしょうか、お伺いいたし

ます。

○野崎産業人材課長Ⅱ「プロジェクト65+」の数値目標についてお答えいたします。

県内就職率は、令和元年度にスタートいたしました「プロジェクト60」から「65」、「65+」と取組を続けてきた効果もございまして、その頃に比べますと大幅に上昇しておりますが、近年、全国的な人手不足がございまして、県外企業を含め人材獲得競争が一段と激しさを増しております、直近四年間につきましては、おおよそ六六%程度から六七%程度で推移をしているという状況がございまして。

目標値の設定の在り方につきましては、この状況をより詳細に分析いたしました、今後の動向等もしっかり注視しつつ検討させていただければと思っております。

以上です。

○古賀和浩委員Ⅱそうですね。私は、設定された就職率の目標数値も重要だと思いますが、就職率の数字の裏側にある地域性や職種などの分析がやっぱり重要だと思っております。分析をして、それに対応する取組をしてもらって、「65+」と言わず、さらに高い目標を目指してもらいたいと思っております。

次に、学校現場と連携した取組について伺いいたします。

現在、県は、合同説明会開催や説明会のオンデマンド配信などに取り組まれています。もっと高校と連携すべきだと私は思っております。実業高校にはたくさんの方が来ており、その中から進路指導の先生が保護者とともに就職先を選んでいくスタイルは、昔からあんまり変わってないと思っております。よって、高校へ、特に進路指導部に積極的なアプローチをすべきだと思っております。

県内就職率をさらに向上させるには、進路選択に大きな影響がある学校現場

と連携した取組が有効だと考えておりますが、どのように取り組んでいくのでしょうか、伺いいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ学校現場と連携した取組についてお答えいたします。まさに委員に御指摘いただいたとおり、学校現場において進路指導の先生など、高校の先生は高校生の進路選択において大きな影響力があると考えております。

こうしたことから県では、高校生や保護者を対象とした合同企業説明会に高校の先生にも参加をしていただき、県内企業への知見を深めてもらうような取組ですとか、高校教員が県内企業を訪問し、職場見学や若手社員との座談会を通じて県内企業よさを体感してもらうような、そういった取組も行っております。

今後も、多くの教員に県内企業のすばらしさを知っていただき、進路指導に役立ててもらおうよう、学校現場としっかりと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○古賀和浩委員Ⅱそれでは次に、高校生に対する取組について伺いします。佐賀県内に就職してもらうことの究極の目標は、若者に佐賀にとどまってもらいたいたための取組だと思っております。そうであれば県内企業に勤められている県内出身の若者の力も活用してはいかがでしょうか。例えば、高校の部活の先輩に来てもらってお話をしてもらうとか、部活の先輩は影響力が結構ありますので、そういったお力をお借りするとか、そういうことも活用されてはどうでしょうか。

若者に県内にとどまってもらうためには、県内企業の若手社員が出身校において佐賀の魅力を伝える取組が有効と考えておりますが、どのように取り組んでいくのでしょうか、伺いします。

○野崎産業人材課長⇨高校生に対する取組についてお答えいたします。

委員御指摘いただいたとおり、県内企業に勤められておられる県内出身の若者の話というのは、高校生にとっては大いに参考になると考えておりました。県内企業の経営者ですとか若手社員、こういった方々に高校で講演をしていただいて、佐賀で働くことはもちろん、佐賀で暮らすすばらしさを伝えるような取組を「SAGAミライシルプロジェクト」という名前で進めておりました。こちら、先ほど委員から御提案いただいたとおり、出身高校の若手社員といった方々を講師として選定させていただくということも念頭に置きながら、今後の取組の中で企業や学校と調整をしていきたいと考えております。

引き続き、高校生の段階から、佐賀で働き、暮らすというイメージを持ってもらい、多くの若者が県内に定着するように、中・長期的視点での取組もあわせて進めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員⇨様々な取組をしていただいて、伸び率が全国一位ではなくて、まだまだ四十三位ですと謙虚に書いていただいて、一歩ずつしっかり取り組んでいってほしい。

それでは最後に、若者の県内就職に向けた部長の思いについてお伺いします。

繰り返しになりますが、この伸び率が全国一位の文字があったので、この質問をしております。やっぱり数字を追いかけるのも大切ですが、先ほども言いました、数字の裏側にある地域性や職種などの分析が重要だと。分析して個々の事情に合った取組をしていかなければ目標達成も無理で、またさらに、就職した後の後追いを、企業への聞き取りなどをして、その後、定着しているかどうかなどの確認までしてこそ、取組が成功したと言えるのではないのでしょうか。県立大学の議論がある中で、佐賀県内の全ての若者が県内への流れをつくっていくべきだと考えております。

最後に、若者の県内就職に向けてどのような思いで取り組んでいくのか、産業労働部長にお伺いします。

○井手産業労働部長⇨私からは、若者の県内就職に向けた思いについて答弁いたします。

佐賀県がこれからも輝き続けていくために大切なのは人です。そして、若い方の力がもちろん重要となります。佐賀で生まれ、育ち、学び、成長した皆さんに、この佐賀の地で活躍してほしい。そして、県外に出た皆さんにも、いずれこの地に戻って共に盛り上げてほしい。その強い思いで私たちは様々な取組を行っております。

佐賀県は、十五歳未満の年少人口の割合が全国で三位と子供の割合が高い県でございます。答弁の中にもありましたが、高卒後の就職で三割以上、進学で八割が県外に流出しており、県では、高校生の県内就職を促進する「プロジェクト65+」に力を入れております。

委員おっしゃるように、さらにこの数字を上げていく必要があると当然思っております。また、県外に出て行く場合にも、将来は県内で仕事をしたいと思ってももらえるよう、県内企業や佐賀のすばらしさを伝える取組も行っております。さらに、分析が必要というの、まさにそのとおりだと思います。

若い皆さんに言いたいことは一つです。それは、皆さんの活躍するステージは、この佐賀だということです。そして、そう思ってもらえるよう力を尽くします。

私からは、以上です。

○古賀陽三委員長⇨それでは以上で、農林水産商工常任委員会関係の質疑を終了します。

なお、明日十五日は、午前十時に委員会を再開し、地域交流・県土整備常任委員会関係の質疑、討論及び採決を行います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後二時四十五分 散会